令和７年度　第２回
伊達市地域自立支援協議会　議事録

1　日時

令和７年８月28日（木）　18:00～19:15

2　場所

だて地域生活支援センター 多目的室①～③

3　出席者　計21名

・委　員　　16名

大垣会長、浅見副会長、奥出副会長（進行）、後藤委員、日下委員、船水委員、東山委員、佐藤委員、吉野委員、出口委員、阿部委員、山中委員、佐藤委員、宮本委員、田中委員、紺野委員

（欠席２名）～横川委員、有益委員

・オブザーバー　０名

山本氏：伊達市成年後見センター（欠席）

・行政　２名

伊達市健康福祉部社会福祉課：　石上課長

伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係：近江係長

・事務局　３名

相談室あい：米谷、猪股、村上（記録）

4　議題

1.　専門部会連絡会から報告（各部会長より）

2.　伊達市地域生活支援拠点「運営会議」　報告

1）令和６年度伊達市地域生活支援拠点地域自己診断について

2）日中サービス支援型共同生活援助事業運営報告

3.　伊達市からの報告

第４期伊達市障がい者計画の令和６年度における実績報告

第７期伊達市障がい福祉計画の令和６年度における実績報告

福祉避難所について

4.　特別支援学校卒後の進路予定及び令和６年度卒業生の進路先について

（令和７年８月１日現在）

１）伊達高等養護学校

２）室蘭養護学校

5.　その他

障がい者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設のあり方に係る検討会について

（報告）

5　協議事項

・開会挨拶：大垣会長より

・全体進行：奥出副会長　記録：村上（事務局）

◆議題１　専門部会連絡会から（各部会長より）

※資料 1-1～５

① 精神障がい者地域生活支援部会　　報告：佐藤委員より

・精神障害者の住宅問題
　不動産会社への精神障害者の入居に関する実態アンケートを実施予定。

・相談支援センターらんと協力しながら長期入院者の退院阻害要因や地域での課題や何の資源が必要なのか引き続き検討。今年度から委員として参加しているミネルバ病院訪問看護師から実際の地域支援課題について報告をあげてもらい、検討している。

② 発達支援部会　　報告：事務局村上より

・近況報告

・内部研修の案内～市内の小学校の特別支援学級と通常級の見学を行う。
　９月８日～伊達小　９月９日～伊達西小学校　９月 17 日～東小学校
　あいあい ROOM の保護者見学会に同行させていただく。

・内部研修の案内～ミネルバ病院　田中 Dr の講演を予定

・伊達市の障がい福祉の課題～永森保健師からの事例（保護者に課題を伝えてもなかなか伝わらないケースについて）を検討。

③ 高齢障がい者支援部会　　報告：事務局米谷より

・近況報告

・研修会等の情報交換
　伊達市が取り組んでいるノーリフティングの研修について情報共有を行った。
　８月に終えた先進施設の視察研修の情報提供
　認知症についての研修を予定～質問事項等を整理中
　ＧＨの実態調査

④ 働く人を支える部会　　報告：出口委員より

・事業所見学会～11 月 17 日（i-box、育成会、ふみだす）

・企業向けセミナー（障碍者雇用の推進に向けて）
　講師～北海道障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー西脇昌宏氏

・伊達市の障がい福祉の課題
　① 強度行動障害がある方への支援の問題
　② 就労継続支援 A・B から一般就労移行促進のための人材不足の問題～移行希望者の実態把握

・情報提供

⑤ 相談支援部会　　報告：事務局猪股より

・相談支援事業所の業務の簡素化について
　苫小牧市～モニタリング報告書のサインの省略・モニタリング報告書の市への提出が不用
　伊達市内に於いても簡略化の検討。サイン無しや電子化による簡略など。

・保護者の高齢化に伴う親亡き後の心配
　親亡き後の財産処理など行政としての対応範囲、福祉関係事務所の権限について
　成年後見制度の促進が必要。

質疑応答・意見

Q：吉野委員～社会福祉協議会では成年後見はやっていないのか？

A：紺野委員～伊達市社会福祉協議会では市から成年後見支援センターの委託を受けている。そちらに相談していただきたい。法人として 50 件近く受けている。今後、法人としてまずは任意の金銭管理の中で身元保証サービスを始め、その後に死後事務委任契約を行いたいと考えている。

◆議題２　伊達市地域生活支援拠点「運営会議」 報告

1）令和６年度伊達市地域生活支援拠点地域自己診断について　※資料 2-1

報告：事務局猪股より

・第１回目の協議会で報告したとおり、今年度から国が示す評価表を使用し、拠点診断を行っている。１次評価は自己評価及びコアメンバー（伊達市、協議会三役）で拠点の事前評価を行った。２次評価として協議会委員からも評価をいただく為、ご意見あれば次回協議会開催までに相談室あい（猪股）まで。

・１次評価の結果、拠点機能としての８つの機能について評価を行い、現状と課題を洗い出している（詳細は別添資料 2-1 参照）

2）日中サービス支援型共同生活援助事業運営報告　※資料 2-2

報告：東山委員より

利用人数　男性９人　女性８人

認知症状が進んでいる方が増え、通院対応が困難となっている。若年でも筋ジスの方の身体機能低下が著しく、事故等も起きている。

10 月から外国人労働者（インドネシア）に日中活動に入っていただく予定。

医的ケアが必要な方の短期入所利用に向けて夜間勤務が可能な看護師を採用したが、８月に退職、課題対応に向けて引き続き看護師の確保に努めている。

質疑応答・意見　なし

◆議題３　伊達市からの報告

報告：伊達市近江係長より

第４期伊達市障がい者計画の令和６年度における実績報告　資料 3-1

資料参照

第７期伊達市障がい福祉計画の令和６年度における実績報告　資料 3-2

資料参照

福祉避難所について

・８月 20 日に福祉避難所として４事業所が新たに協定を結んだ。

・だて地域生活支援センター　・伊達市手をつなぐ育成会

・伊達コスモス 21 第２ふみだす　・潮香園

・７月の津波避難について各事業所に対応状況の聞き取りにご協力いただいたことへのお礼及びその内容について報告。

太陽の園では、一般の方も駐車場に避難してきたことで混雑し渋滞が起きた。

伊達コスモス 21～利用者、職員が太陽の園に全員避難

だて地域生活支援センター～GH70 名の方が避難し、センターだけでは避難場所として全ての人数対応が出来なかった為、伊達リハビリセンター、太陽の園の協力を得て各施設に避難をする事になった。

タラプ～ちゅに山下館利用者は館山公園に避難。

湘南しいたけ～同法人の事業所あけぼの（室蘭市白鳥台）に避難。

伊達の風～壮瞥町の施設外就労先に避難。

i-box～店を閉めて避難としたが、道の駅の店舗は客が殺到し店を閉められなかった。

手をつなぐ育成会～2 階へ避難。

ほみぃくらぶ～カルチャーセンターに一時避難しその後洞爺湖町の事業所に避難。

まぁぶる・まぁぶるキッズ～有珠山サービスエリアに避難。

あいあい ROOM～事業所が津波の高さ以上の海抜のため、保護者に通所の判断を仰ぎつつ実施

Ｑ：田中委員の避難の様子は？不便は？
Ａ：長和町の倉庫で働いているが、警察官が来て「避難してください」と言われ、工場長の命令でカルチャーセンターに避難。避難当初は食べ物がなかった為、どこかで購入しようとしたが、コンビニには客が殺到していた。

Ｑ：日下委員の避難の様子は？
Ａ：息子は太陽の園の掃除に行っていた。育成会に電話を入れたが２階に垂直避難していますと返事。伊達市全域が避難指示でどこに逃げたらいいのかと思った。

◆議題４　特別支援学校卒後の進路予定について（令和７年８月現在）

１）　伊達高等養護学校　　報告：吉野委員より

９月１日から生徒の希望地域の企業等で実習を予定している。
太陽の園に入所している方は自宅に戻る選択ではなく GH の利用の傾向

２）　室蘭養護学校　　報告：事務局猪股より

進路予定については資料 4-2 のとおり
室蘭養護学校教員から就労選択支援について問い合わせがあった為、代理報告。
西胆振で指定を受ける予定の事業所は１か所のみ（伊達市内は無い）今まで就労アセスメントは西胆振就業・生活支援センターすて～じが主に行っているが、それよりも上位に位置付けられているので学校の進路指導の進め方にも大きく影響するのではないか、また近隣に就労選択支援が無い場合はとあるが、近隣とはどこまでを指すのか伊達市の見解を聞きたい。
Ａ：取り扱いについて確認の上、後日回答する。（伊達市）

◆その他

事務局猪股より
・障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会について
今年度、厚労省が中心となり施設入所を経験した当事者を委員として伊達市から２名を選出し検討会を行っている。
入所施設の新たな役割や機能について検討。当事者からは、主に施設入所時の経験から感じた事をもとに意見として発表している。
・伊達市障がい福祉サービスガイドブックについて訂正があれば事務局まで連絡を。10 月１日に「あい」のホームページにも掲載予定。

佐藤委員より
・室蘭こころのクリニックの角先生が退職された為、当法人が引き継いで診療を行う予定。
とりあえず３名の医師が応援という形で火・水・木・金稼働している。新規の患者は対応しない。
・ミネルバ病院　田中 Dr の８月から新規の外来患者は５名。12 月まで新患の枠は埋まっている。
緊急の場合はその限りではない。
・児童精神科病棟については工期が大幅に遅れている。令和９年４月完成を目指している。

浅見副会長より
・今回の津波避難では本当に機能したのか？と反省すべき点が多い。昨年福祉避難所を集めて会議を行ったが、早急に会議を開催し今回の反省を行った方がいいかと思う。

閉　会

以　上

次回　令和７年 11 月下旬予定

令和7年度 第２回 伊達市地域自立支援協議会

◆日　時　令和７年８月28日（木）18:00～
◆場　所　だて地域生活支援センター 多目的ホール

【議　題】

1．専門部会報告

2．伊達市地域生活支援拠点「運営会議」 報告

（1）令和６年度地域生活支援拠点地域自己診断について

（2）日中サービス支援型共同生活援助運営報告

3.伊達市からの報告

第４期伊達市障がい者計画並びに第７期伊達市障がい福祉計画の令和６年度における実績報告について

4.特別支援学校卒後の進路予定について及び令和６年度卒業生の進路先について

（R7.8.1現在の状況）

5.その他

・障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会について

令和7年度　第2回　伊達市地域自立支援協議会　出席者名簿　　（R7.8.28開催）

（順不同・敬称略）

No.	分　　野	所属団体・機関等	氏　　名	出欠
1	障がい福祉サービス事業者	福)陵雲厚生会 伊達リハビリセンター　施設長	浅見　圭一	出
2		福)伊達コスモス２１　理事長	大垣　勲男	出
3		福)タラプ 障害福祉サービス事業所 ibox 管理者	奥出　敦彦	出
4		福)ビバランド 大滝学園　施設長	後藤　認	出
5		ＮＰＯ)伊達市手をつなぐ育成会　副会長	日下しず子	出
6		福)北海道社会福祉事業団 太陽の園　総合施設長	船水　雅弘	出
		福)北海道社会福祉事業団 胆振西部児童デイサービスセンター　事業所長	有益眞由美	欠
7		福)北海道社会福祉事業団 だて地域生活支援センター　所長	東山　浩史	出
	保険医療関係者	総合病院伊達赤十字病院 医療社会事業課長	横川　彰史	欠
8		医療法人社団倭会 ミネルバ病院 相談援助科科長	佐藤　武大	出
9	教育・雇用関係者	北海道伊達高等養護学校　校長	吉野　隆宏	出
10		北海道労働局　室蘭公共職業安定所 伊達分室主任	出口　稔和	出
11		伊達市校長会 大滝徳舜瞥学校 校長	阿部　隆之	出
12	障がい関係当事者団体	伊達身体障がい者福祉協会 会長	山中　岩雄	出
13		伊達肢体不自由児者父母の会	佐藤　繁子	出
14		回復者クラブ　ハッピーサークル　会長	宮本　正輝	出
15		わかば会　会長	田中　勇弥	出
16		福)伊達市社会福祉協議会 常務理事	紺野　哲也	出
	オブザーバー	伊達市成年後見センター	山本　奨	欠
17	行　政	伊達市健康福祉部社会福祉課 課長	石上　武史	出
18		伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉 係長	近江　克規	出
19	事　務　局	相談室「あい」　室長（だて地域生活支援センター相談支援部長）	米谷　雅子	出
20		相談室「あい」（地域生活支援拠点コーディネーター）	猪股　武	出
21		相談室「あい」 相談支援専門員	村上久美子	出

資料１－１

伊達市地域自立支援協議会

令和７年度 第２回精神障がい者地域生活支援部会 議事録

■日　時　令和７年７月１７日（木）14:00～15:45
■場　所　だて地域生活支援センター多目的ホール②③
■出席者　１２名（順不同・敬称略）

千葉　修平　　ミネルバ病院　相談支援課　精神保健福祉士（進行）
大村　美幸　　ミネルバ病院　訪問看護部　主任　看護師
佐藤　武大　　こころのクリニック銀杏庵
高橋　亜矢子　ibox　主任生活支援員
丸山　　唯　　三恵病院　医療福祉課　精神保健福祉士
堀　　悦彰　　室蘭市相談支援センターらん　センター長
丸井　尊寿　　室蘭市相談支援センターらん　ぴあサポーター
花田さとの　　伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係　保健師
豊島　幹子　　室蘭保健所健康推進課健康支援係　保健師
木村　日菜子　室蘭保健所健康推進課健康支援係　保健師
猪股　　武　　相談室あい 地域生活支援拠点 Co（事務局）
塚田　　浄　　相談室あい 相談支援員（事務局）（記録）

◇欠席者（３名）

大内　宏二　　壮瞥町役場 住民福祉課 参事
大家　鉄生　　洞爺湖町役場総務部健康福祉課福祉支援係
大西　直貴　　豊浦町総合保健福祉施設「やまびこ」保険福祉係

■議事内容

＜伊達市内の不動産会社宛のアンケート調査について＞

・内容の表現がもう少し柔らかい方がいいのでは。（i-box 高橋さん）
・現状、障がいを理由に不動産会社が断る事はほぼないが大家さんとの交渉時に断られる事が多いように感じる、今回調査対象とする伊達市内の不動産会社は、「ランディック」・「ピタットハウス」・「MT 宅建」・「フェルン」の４社としたい。（事務局 猪股さん）
・依頼文についてですが、「障がい者」or「障害者」どちらがいいのか。（銀杏庵 佐藤さん）
→部会員で話し合い「障がい者」で決まった。
・８月までにアンケートについて事務局まで意見をいただき、修正したものを第３回の部会で確認し、最終決定とする。（事務局 猪股さん）

・公営住宅についても確認したいことがあるので第２弾として市町村（西胆振）にアンケート調査をしてはどうかと考えている。（銀杏庵 佐藤さん）

＜精神障がい者の住まいに関して＞

・精神障がい者という理由よりもまず、物件が少ない。訪問看護で関わっている患者さんで最近出産した人がいる。子供だと足音などの騒音が起きやすいとされ、なかなか条件が合わず、物件探しに苦戦している。（訪問看護 大村さん）

・空き家か市営住宅で空いている部屋で 1 人暮らしの模擬体験的なことが出来ないか？空き家対策事業との連携による活用は考えられないか？（事務局 猪股さん）→今のところそのような制度はないが、建設課には確認してみます。郊外だと比較的早く入居できる。（伊達市 花田さん）

・公営住宅は、市内だと人気がありいつも空いていない印象がある。黄金や有珠・大滝は空きがあると思うが。郊外だと車がないと生活できないといった課題がある。（ミネルバ病院 千葉さん）

・市営住宅については、高齢夫婦、母子世帯は比較的順位が高く、スピーディーに入居できるイメージがあるが、単身者だとそもそも単身向けがなかったり、順位が低く 2～3 年経っても入居できない人もいる。（銀杏庵 佐藤さん）

・身寄り無し・成年後見制度の利用を拒否・聴覚過敏の女性患者さんの退院支援で一番困ったのは、公営住宅にしても民間不動産にしても緊急連絡先を求められること。聴覚過敏なので平屋を希望していたので、豊浦町のそよかぜ団地を見学に行ったことがある。でも、そこは、緊急連絡先以外にも協力員も必要なため断念した。（三恵病院 丸山さん）

・身寄りがいない人が増えてきているが、市町村が保証先として緊急連絡先とかにできないものか？（事務局 猪股さん）→市町村が緊急連絡先になるのは難しい。成年後見制度を見直すなどして成年後見人が緊急連絡先になれるようになればいいのではと思います。（伊達市 横井さん）

・丸井さんは、緊急連絡先で困ったことはありませんか？例えば、ピアサポーター同士で緊急連絡先になるといった事例とかはないでしょうか？（事務局 猪股さん）→緊急連絡先に困ったことはないですね。ピアサポーター同士で緊急連絡先になるのは少し抵抗があります。（ピアサポーター 丸井さん）

・今までは、身寄りのない患者さんについては、障がいに理解がある大家さんにお願いしたり、病院長が身元保証人になったこともあった。でも、これも限界がある。その人は緊急連絡先になってくれても次の人が困ってしまう。だから、今は病院が身元保証人になることはないです。（銀杏庵 佐藤さん）

・札幌市の民間不動産で緊急連絡先は友人でも可というところが 1 件あった。でも、患者さんには、頼れる友人もいなかった。結局、緊急連絡先がなくても入居可としてくれる道南にある無料低額宿泊所に入所が決まり退院されました。（三恵病院 丸山さん）

・いわゆる貧困ビジネスのところですよね。札幌市に展開している「N フィールド」という

居住支援事業がある。住居を新たに見つけることが困難な方をサポートしてくれて、送迎をして物件案内をしてくれます。手数料はかかるみたいですが。（相談室らん 堀さん）

・住宅セーフティネット法が改正され、住宅確保が困難な人にも安心して賃貸住宅に入居できるように今後なっていくと思います。（ピアサポーター 丸井さん）

・民間不動産の審査で 3 社目の保証会社でようやく通った人がいる。身元保証人は交際相手だった。不動産会社と顔つなぎは大事だと思う。市営住宅は、令和 4 年に申し込んでも順番が回ってこない人がいる。（i-box 高橋さん）

・今後、少子高齢化のあおりを受けて、逆に不動産会社が対応を考えなければならなくなるかもしれませんね。（銀杏庵 佐藤さん）

＜長期入院について＞

・今の精神科病院の長期入院者の退院阻害要因は何が一番の原因何でしょうか？また、伊達市では精神科病棟からの退院促進として今は訪問看護が支えてくれている面が大きいですが最近の動向はどのような感じですか？（事務局 猪股さん）

・母子家庭の支援が増えてきた。引きこもり支援も。（訪問看護 縄野さん）

・未治療・治療中断者などを中心とした精神科アウトリーチ。4 年前から訪問看護の体制を大きく変えました。（訪問看護 大村さん）

・訪問看護導入をした結果、地域生活のスパンが長くなった患者さんもいる。（三恵病院 丸山さん）

・患者さんの高齢化により訪問看護の需要が増えてきており、伊達市内の医療機関だけでは支えるのは難しく、西胆振の医療機関全体で支えないと今後は厳しいと思う。（ミネルバ病院 千葉さん）

資料１－２

伊達市地域自立支援協議会
発達支援部会

令和７年度第２回議事録

【日時】令和７年８月４日(月)　午前10時00分～11時00分
【場所】だて地域生活支援センター多目的ホール③

【出席】
・伊達市社会福祉課　障がい者福祉係　花田保健師
・伊達市子育て支援課　児童家庭係　佐藤
・伊達市健康推進課　地域保健係　永森保健師
・伊達市教育部指導室　富樫
・相談室フロイデ　五十嵐（オブザーバー）
・相談室あい　村上（司会）・佐々木（事務局・記録）
【欠席】
・あいあいROOM　有益
・伊達市子育て支援課　児童家庭係　沖野・櫻井
・伊達市肢体不自由児者父母の会　佐藤
・ほみぃくらぶだて　加藤
・まぁぶる　小野
・相談室あい　塚田

1. 近況報告（各部署より）

【相談室フロイデ　五十嵐さん】
・先月、今月と放デイの新規利用２名。事業所の活動内容が合わないと事業所変更予定が２家庭で調整中。
・今年５月頃に室蘭にオープンした児童発達支援「Wish」に通っている児童さんが１名。室蘭市内のみの送迎なので家族が送迎している。まだ空きはある状況。
・放デイは夏休み中に利用したいと需要があり事業所に対応していただいている。

【教育部指導室　富樫先生】
・５月～６月にかけて市内の幼稚園、保育所を高等養護学校の先生と巡回訪問している。その中で気になるお子さんについては簡単な資料を出してもらっているが59名分あった。実際に支援が必要なお子さんについてはフェイスシートの提出をお願いしているが提出まで至らないお子さんも含まれている。締め切りは8月19日となっている。昨年は45名の提出、一昨年は48名、今年は40名くらいと思っている。10月７日～10月 22 日カルチャーセンターで検査、面談、社会能力検査など行う予定。問題はその後、

フェイスシートを提出したほうがいいけど出さない家庭がある。提出していただけたらどういった学びの場がお子さんにとって望ましいのか伝える事ができる。合意ケースに至らないお子さんついては、最終面談が 12 月に行われるので再度確認する。それまでに色々な準備が必要。

【児童家庭係・佐藤さん】

・巡回児童相談については療育手帳の再判定が多かった。お断りしたり、直接児相に行っていただくケースが多かった。発達の確認については児相も巡回相談より直接児相に来てもらった方が良いと言われている。夏休みに入って要対協に入っているお子さんの活動が気になる。要対協には入っていないけど養護学校に通っているお子さんで放デイ利用のお子さんが要対協のお子さんと一緒に行動し警察が介入している事例がある。警察も児相が関わっていないので私たちの方には連絡は来ていない。市で見守りと言われているが、親御さんがあまり問題と思っていなかったり周りが心配しているが当人達は心配していないケースがある。施設移行が必要と思われるケースがある。

【障がい者福祉係　花田保健師】

・障害児通所の関係で就学に向けて回数を増やしたいとケースや、小学校でクラスが変わったからなのか課題があって新規で放デイの利用を希望するかたがいる。4 月には転入してきた方が引き続き利用を希望している。また新規で利用を希望しているがなかなか空きが無く繋がらないケースが多いので室蘭の事業所などを紹介している。保護者の希望でこの事業所が良いと決めてきてスポット利用で繋いでいる状況がある。

【健康推進課　地域保健係　永森保健師】

・毎年行っている市内の幼稚園、保育所先生がた、療育機関の先生と母子保健支援者連携会議を 9 月に行う予定。内容は事例検討を行う予定で、保育所に通っているお子さんで療育が必要だが、なかなか繋がらなくて困っているケースについてグループワークのなかでアセスメントを深め、どう支援をしたら良いかを話していく予定。

【相談室あい　村上さん】

・転入してきた方や兄弟で放デイの利用を希望してきた方が続き、事業所が足りず通所に繋がらない状況となっている。また「中学生になりクラブに入って利用回数も減ります」と良い成長をしている方も数名いる。放デイを利用しながらも地域での活動や家での過ごし方が充実して行くと良いと感じている。

○質疑応答

・巡回相談室について、発達相談の場合は直接児相に来て下さいという考えが児相にはあるのでしょうか？

・伊達市の中では学校の先生や保育士さんが巡回相談で発達の確認を進める事が根付いていたが、去年から発達の確認の方はちっと・・・と言われている。項目の中には書いてあるのに頼むとそう言われる。医療の壁が高く検査依頼しても半年待ちと言われる。検査場所についても市民活動センターで行っているが、小さいお子さんの足が届かないなど検査によっては準備も変わって来るので、直接児童相談所に来て欲しいような言い方をされている。今年は再判定が多かった。巡回児童相談＝療育手帳を取るか再判定かで児相は来ているのかなと思われる。検査士と児童福祉司と親とそれぞれ聴き取りをしているがあまりいい顔はされない。

〇ウイッシュについて　五十嵐さんより

・5月くらいに新しくオープン　児童発達支援と放課後等デイサービス両方やっている。札幌に本部がありコンサドーレ札幌のGK菅野孝憲さんが運営責任者をしておりサッカーも療育に取り入れている。場所は室蘭市中島町。洞爺湖町から通っている方は一週間に２回利用している。伊達への送迎は行っていないので家族が行っている。

〇伊達市では事業所の空きが無いと言われているが、行政側で開設の働きかけはしていないのでしょうか？

・伊達市としては働きかけはしていない。

・事業所開設の相談は実際にはあるが、人員が不足していて開設には至らない所もある。

・資格（サービス管理責任者）を持っている方がなかなかいなくて開設に至っていない。

・室蘭の事業所を利用希望する家族もいる。送迎は伊達には来ていないので自分たちでという家族もいる。

2. 今年度の活動計画について

〇内部研修　小学校の見学　（伊達小学校・伊達西小学校・東小学校）

あいあいROOM に同行して見学する事になりました。

・伊達小学校～９月８日（月）集合９：15　見学９：25～10：10

（通常級・支援級）あいあいROOM の保護者８名が対象。

・伊達西小学校～９月９日（火）午前中（時間未定）※例年は２時間目 10：20～11：05

（通常級・支援級）あいあいROOMの保護者３人が対象

・伊達東小学校～９月１７日（水）集合 13：15　見学 13：25～14：10

（通常級・支援級）あいあいROOMの保護者１名が対象

※８月の下旬には参加希望集約。保護者さん全員が対象の学校に見学に行くとは限らないので希望者と発達支援部会員の希望者を見ながらどのような形で見学するのかそれぞれの学校で組んでもらう予定。

〇外部研修について

・田中康夫先生から無償で講演していただけると返事を貰っているが、日程調整が必要。

3. 伊達市の課題について

〇永森保健師さんによる事例提供について検討

【事例 1】

・両親ともに知的障害がある家庭。年中男児。
妊娠中未受診で 36 週で見込み入院し産まれる。家の中はゴミでまみれていて整理などを実施した。その後ヘルパーを利用していたが必要な物も勝手に捨てられるという理由でヘルパーの利用を中止した。その後も家の中は物も多くおもちゃで溢れかえっている状況。

・一時期経済的な困窮もあったが現在は就労もしていて経済面は大丈夫と言っている。電話や訪問の際はお父さんが対応しているが、意に反する事を言われたりされたりするとなかなか考えを曲げられない面がある。

・お子さんは発達がゆっくりな感じで 1 歳 11 ヶ月時では自発語は単語のみ、言葉の発達遅れ、動きも多い。

・2 歳半、動きが多く家の中でも自由に過ごしている様子で言葉を発しなくても周りが全てやってしまう状況。

・保育所には入れず、経験を積むためにも療育を勧めたが「障がい者とか、頭が悪いとか差別をされる」と拒否。

・年中から保育所の利用を開始しているが休みが多い。保育所に対しもっと手をかけて欲しいと父から言われる。

・3 歳児健診の時に精密検査（弱視）が必要と言われすぐに受診している。お父さん自身が必要だと思ったらすぐに動いているが、なかなか考えを変える事が難しい。療育に関しては拒否感がある。

◇検討結果

相談室あいでは母親を支援しているので、児童発達支援の利用を勧めてみる。手続きなどは相談室あいで手伝えば両親も利用を考えてくれるのではないかと思われる。

【事例 2】

・母が精神疾患（短時間就労）。年少さんで二子目。お父さんが一子目と違う。そのお父さんとも生まれてすぐ離婚、お母さんが一人で育てている。母が小さい時に暴力を受けていた事で実家とも関係性は良くないため実家には頼っていない。

・2 歳で保育所に入り集団生活になると、指示が入らない、多動、注目行動があるなど発達に心配な事が出て来た。1 歳頃に母も発達について心配し過ぎるくらい心配していたが 3 歳過ぎてからは心配しなくなった。療育の利用を検討していかなければならないケースだが、お母さんの理解が難しい感じになっている。

・お母さんには精神疾患があり保育所も伝えにくいところがある。

母は困っていない感じ。アプローチは何度かしているが心配していない。保健師が面談を行って保育所での様子を伝えているが、なかなか理解してくれない。

◇検討結果

・5 歳児相談の時に保育所での様子を聞いた方が良いのではと母に伝える。
・療育の必要性を意識づけられるように担当保育士だけではなく他の先生（例えば所長先）にも保育所での具体的なエピソードを伝えてもらい助言して貰ったらどうか。
・保健師さんが訪問をしながら必要性を伝えていく。

【事例 3】

・第 1 子。現在年長。1 歳半健診中に嘔吐して帰宅。2 歳児相談には「行く意味がない」「子供が嫌がるから行きたくない」と発言があった。その後、健診には来ているが壁がある。
・お母さんも育児に困り感はあったが療育は考えてなく相談することもない。保健師に対しても保育所でも同じ感じ。
・嫌な事があると嘔吐したり、発語も少ない。家では言葉で話さなくてもお母さんが先回りしてやっている。２歳９か月の時に人への関心はあるが言葉でのやり取りはなく、アイコンタクトが合わない。哺乳瓶でジュースをのんでいた。
・3 歳になっても発音不明瞭、衝動性が強かったり刺激に反応しやすい、集団の中で話を聞いていない、気分のムラ、マイペースさ、過敏さ　新奇の場所は苦手で療育が必要と思われるが、お母さんは子供の様子はわかっているが、良い方に捉えて受け入れられていない。家でも困り感は無いと言っている。

◇検討結果

・5 歳児相談を勧めるが、「その時だけの様子でアドバイスされても合っていないような感じがする」と、児相も拒否している。毎日通っている保育所の先生と保健師と話をするだけで良いと何処にも繋がっていない状況。
・保育所では最近嘔吐はない。保育所に慣れて来たから（？）
・家では困っていないのにどう伝えるか。
・療育に通う事でそう言う所に通っている子と色眼鏡で見られたくないと思っている親御さんもいる。療育に通う事で自信を付けて伸びる事を理解してほしい。
・申請に来るケースでは、療育手帳＝療育、療育に通ったら特別支援学級と思っている親も多い。もしかしたらそう思っているのでは？
・ネットなどで詳しく調べて簡単に療育を使いたいというお母さんが増えているのと極端に分かれている。
・放デイを新規で使う方が増えていて、幼少期から経過観察で進めてきたが親が拒否して学校に行くようになって学校から言われて焦って来るケースがある。
・就学を意識したアプローチを行い、本人の辛さを伝えられれば良いと思う。その役目は保育士さんが良いのでは。
・親と関係性ができていれば話しやすいが、親にしてみれば自分の子供を否定されていると

勘違いしてしまう方もいる。

・療育手帳を持っていたら就職もできないのではと勝手に思い込んでいる親御さんもいる。

・支援級にいたら大学に行けないのでは、一般的な就職もできないのではと心配している親もいる。

・子供が否定されていると母親が受け止めてしまう。

結論・・・保育士さんからアプローチしてほしいが、誰がどうしたら良いか難しい事例。

※　児童クラブの職員も本会議に参加できないか提案があり、オブザーバーとして参加も考えている。

次回　会議　　令和７年１１月

以上

資料１－３

令和７年度第２回高齢障がい者支援部会　議事録

日　時：令和７年７月２３日（水）１３：３０～１５：００
場　所：伊達地域生活支援センター　多目的ホール
進　行：立花部会長　　記　録：伊達市成年後見支援センター　山本
出席者：１１名　欠席者：２名

1.　各事業所の近況・状況報告

〇ミネルバ病院

現在、個室は満床であるが、大部屋には空床があり、入院対応は可能である。外来においては児童思春期外来を開設し、全道規模で診療希望者が増加している。なお、発達検査には時間を要するため、早期の診断結果を希望する方は、他院受診の検討をしてほしい。

〇だて地域生活支援センター

利用者の高齢化が進み、介護保険との併用者及び成年後見制度の利用者が増加傾向にある。誤嚥等の事故が散見されるため、個々に応じた食形態の見直しを進めている。さらに、転倒や誤薬の事故が増加しており、世話人と支援方法の協議を行っているが、働き手不足および世話人の高齢化等により、対応が困難な状況である。

〇手をつなぐ育成会

生活介護事業には 21 名、就労継続支援 B 型には 45 名の利用者が在籍しており、計 66 名である。最近は利用者の施設異動などによる急な退所が相次いだため、現在 4 名が欠員中である。職員数は定数通り確保されている。

〇i・box

宿泊型は定員 14 名であり、若干の空きがある。70 代の利用者が在籍しており、50 代～60 代の利用希望も出ている。なお、「ちゅに山下館」は現在満床であるが、近く空床が生じる予定である。

〇太陽の園

施設全体で支援員が不足しており、総務課等の他部署から応援を得ながら業務を継続している。9 月に予定されていた施設祭は全体開催が困難であるため、各部署で分散開催する方針であり、家族等の参加も予定されている。

〇伊達リハビリセンター

4 月に定員を 80 名から 70 名に変更したが、職員・利用者ともに不足している。施設運営の効率化を図るべく、現在対応を検討中である。

〇優徳荘

現在の利用者は男性 19 名、女性 15 名である。転倒事故が発生し、事故直後は歩行可能であったが、徐々に歩行困難となり、医師から骨粗しょう症による骨折との診断を受けた。また、誤嚥事故もあり、救急搬送を要する事例も発生している。利用者の高齢化に伴い、支援方法の見直しを都度実施している。

〇伊達市成年後見支援センター

障がい者および認知症を有する者からの成年後見制度利用に関する相談は一定数存在するが、近年は死後事務に関する相談が増加傾向にある。認知症等のない身寄りのない者が安心して生活できるよう、早期からの支援制度の介入が必要であると考える。

〇伊達市社会福祉課

7月6.7日においてノーリフティング・フェスタ2025が開催され、参加された皆様に感謝申し上げます。ふれあい広場との共催になったため多数の方に参加してもらい、大盛況であったと聞いている。

2. 研修の内容と参加時期ついて

〇ノーリフティング・フェスタ2025が開催された。

・日時：令和7年7月6日（日）10:00～16:00
・場所：だて歴史の杜カルチャーセンター講堂
・内容：福祉用具の展示・体験（スライディングシート、スタンディングリフトなど）
・相談コーナー（成功事例紹介、生活改善のヒント）
・講演：「地球まるごとノーリフティングケア」
・講師：下元佳子氏（ナチュラルハートフルケアネットワーク代表理事）

〇管理職向け研修（参加者：相談室あい・米谷部長より）

・日時：令和7年7月7日（月）9:30～12:00
・対象：医療・障がい者・高齢者施設の経営者・管理者
・内容：

伊達市長より、伊達市における医療・介護の現状とその取組について説明があった。現在、市内では介護人材の不足が深刻化しており、加えて従事者の高齢化率も高いこと、かつ新規採用者の長期的な雇用の継続が難しいという課題が浮上している。こうした状況を踏まえ、市では身体的負担の軽減とケガ防止を目的に、「ノーリフティングケア」の導入を進め、安全に介護に携われる環境づくりに取り組むことを宣言された。

ナチュラルハートフルケアネットワーク代表理事・下元佳子氏による「ノーリフティングケアと健康経営」に関する講演を聴講した。

講演では、「ノーリフティングケア」は単に機械を導入することではなく、“仕組み”や“職場文化”の見直しによって、無意識の慣習がもたらす身体的負荷や事故、健康障害のリスクを軽減する取り組みであると説明された。職員の心身の健康維持が、持続可能なケアの提供、職場環境の整備、そして危険な習慣の排除につながることが強調されていた。

その他、福祉用具の展示等されていて、ブースによっては、導入を検討されている事業所等も見受けられた。

〇実践研修

・期間：令和7年7月開始、全5回（1～1.5か月おき）
・対象：伊達市内の医療・福祉施設（条件あり）
・内容：リスクマネジメント、課題抽出、計画立案、実践、検証
について市内事業所でも進められている。

〇先進施設視察研修

・実施日：

8 月 5 日：社会福祉法人北ひろしま福祉会　障がい者施設「共栄」

8 月 18 日：医療法人渓仁会　札幌西円山病院

8 月 25 日：社会福祉法人渓仁会　介護老人保健施設「コミュニティホーム八雲」

開催される予定となっている。

〇高齢障がい者支援部会の研修について

・前回の会議でもあったように、認知症についての研修を行う予定でいる。講師としては、包括支援センター、就労継続支援 B 型、グループホーム（GH）から、それぞれの視点でディスカッションしてもらう予定とする。

・知的障がいの特性なのか、認知症なのか判断しにくいケースもあるため、「最近できなくなったこと」「こんな行動をするようになったこと」などの事例紹介をし、現在行っている支援方法の紹介なども加えるのが良いのではないか。

・知的障がいの方には、認知症との診断がつきにくいと思われる。ディスカッションを通じて答えが出るわけではないが、考えるきっかけになることを期待している。

・各事業所でアンケート（質問事項・不明点など）を事前に作成し、講師に内容を伝達する。

・参加者の呼びかけについては、各事業所に委ねる。

・研修は 11 月開催を予定しており、スケジュールとしては以下のとおり。

8 月：アンケート配布・末日締め切り

9 月：アンケート整理・担当者打ち合わせ

10 月：参加案内の配布

11 月：実施

3.　伊達市の障がい福祉の課題について・具体的な取り組みの絞り込みと取り組みについて

〇資料１【カテゴリー２】　専門部会（高齢）に基づく進行状況報告

・第 1 項：前回の会議で話題に上がったパナソニック社のボランティア登録システムについては、現時点で進捗がないとの報告があった。

・第 2 項第 4 号：補助具対策に関する自治体調査については、次回までの宿題として各自で下調べをすることとなった。

・第 2 項第 5 号：社会福祉協議会による取り組みについては、実施時期が未定である。また、補足として、短期金銭管理事業については身元保証サービスへの代替が可能である旨が共有された。

・第 5 項：住宅問題に関しては、精神部会においても議題として取り上げられており、不動産会社の一覧図作成などの取組が進められている。これらの情報について、専門部会間での共有が可能かどうかを打診する提案があった。

・全体を通して：専門部会のみでの課題解決には限界があるとの認識が示され、今後の連携や調整の必要性について意見交換が行われた。

4.　その他

・相談部会でも議題に上がったが、保護者の高齢化に伴い、「親亡き後」に本人の金銭管理等について、どこまで周囲が関わることができるのかが不明確であるとの意見があった。
・成年後見支援センターにおいても、親が亡くなった後に後見制度の申立て支援を行ったケースがあるが、その対応範囲については、金融機関や保険会社等の基準によって左右されるため、個別の状況に応じた柔軟な対応が求められる。
・特に、親のみが在宅で支援をしている場合、「親亡き後」に即時対応可能な施設の必要性が高いと考えられる。しかし、現時点では受け入れ可能な施設が少なく、現実的には困難な状況が続いているとの声も多い。そのため、「親亡き後」については、平時から意識し、備えておく必要がある。
・また、認知症や知的障がい等の診断がない方が利用できる身元保証制度の整備も不可欠である。
・就労継続支援を受けている方の中には、就労継続支援サービス以外を利用していない方も一定数存在している。育成会では、「親亡き後」に備えて、今後懇談会の開催を検討している。
・成年後見制度については、親族や地域住民の理解が十分でないケースも散見される。制度の円滑な運用のためには、広く市民の理解を醸成していく取り組みが求められる。
〇資料３のアンケートについては、記入後、高木事務局へ９月１日まで提出すること。
〇伊達市成年後見支援センターより、市民後見人養成講座の開催について案内がなされた。

次回開催日
日　時：令和７年１０月２２日（水）
場　所：伊達地域生活支援センター　多目的ホール

以上所定の議題が終了したので、閉会とした。

資料１－4

令和７年度　第２回　働く人を支える部会　会議録

Ⅰ　日　時　　令和７年８月６日（水）　15 時００分から 16 時 30 分

Ⅱ　場　所　　だて地域生活支援センター　多目的ホール③

Ⅲ　出席者　第２ふみだす：三浦部会長、室蘭公共職業安定所伊達分室：出口主任北海道伊達高等養護学校：津田教諭、障害福祉事業所 i-box:伊藤氏、手をつなぐ育成会：長谷川氏、伊達の風：立花さん、相談室あい：猪股

すて～じ：西田、坂口、宮下（参加者 10 名）

欠席者　伊達市：高田氏、湘南しいたけ：奥村氏

Ⅳ　進行　西田　　記録者（宮下）

【議　題】（敬称略）

１．　今後の活動について

・ 事業所見学会の実施について

～協力事業所間で事業内容等の相互見学会の実施

協力事業所→i-box　　協力可否、人数共に事業所に要確認

育成会　　協力可否、人数共に事業所に要確認

ふみだす　協力可、人数は要確認

・企業向けセミナーの開催（障がい者雇用の推進に向けて）※添付資料１，２，３参照

～北海道障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー西脇昌宏氏を招へいし、障がい者雇用未経験の企業を主な対象とし上記テーマでセミナー開催予定。

商工会議所協力を請い会員へ案内配布検討

→日時　令和７年１１月１７日（１３:３０～１５:００）を候補とする。

・就労部会の検討課題について（三浦部会長より）

～自立支援協議会拡大運営会議に於いて就労部会の検討課題について以下３点を発表

1.強度行動障害がある方への支援の問題

2.通勤手段がなく就労がかなわない問題→高等養護特有の問題として部会では取り扱わず。

3.就 A・就 B から一般就労移行促進のための人材不足の問題→移行希望者の実態把握のためニーズ調査検討するも過年度に伊達市で実施済みと判明。「ふみだす」で昨年一般就労希望者４名へワタキューで就労移行を目的とした実習を実施したが本人、親共に希望者なしだった。部会として今後どう取り組むかを次回以降の課題とする。

２．　その他（議題提起や情報提供等）

・伊達高等養護学校より特別支援学校企業向け見学会について

10 月 27 日伊達高等養護で実施 昨年から対象企業拡大の取り組み始める　資料４・参照

・B 型事業所における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について(R7.6 より札幌で発出)

→伊達の風立花施設長より札幌での現状を紹介。B 型も売上＝工賃へ。違反事業所は一発で指定取り消し。今後全道へ波及する可能性あり。

・障がい者就労支援士について→伊達の風立花施設長より概要を紹介。
～2028 年に試験開始予定。受検資格は、障害者就労支援の実務経験 3 年以上の者又はジョブコーチ養成研修を修了し、障害者就労支援に従事している者。まず業界団体の民間資格として創設し、将来的に国家資格化を予定。

3．その他（連絡事項）

- 伊達コスモス 21　三浦輝翔→第 2 ふみだす福祉避難所に指定
- 室蘭公共職業安定所 出口稔和→室蘭 HW 管轄の障がい者雇用未達企業へ取組始める
- 手をつなぐ育成会　長谷川めぐみ→8 月より洞爺湖温泉方面バス廃止により送迎開始
- 伊達高等養護学校 津田美智子→「林業の担い手」向け学校見学会（バス付）企画
- 障害福祉サービス事業所 ibox 伊藤渚→弄月店新商品各種　全粒粉スコーンなど
- 伊達の風　立花　光→新事業所「東風」設立

◆次回 開催日程～第 3 回部会は 11 月中に予定
於：だて地域生活支援センター多目的ホール③
日程は後日連絡する。

以　上

資料Ⅰ－5

令和７年度 第２回 伊達市地域自立支援協議会 相談支援部会 議事録

開催概要

- 日時：令和７年７月24日（木）10:00～12:00
- 場所：だて地域生活支援センター 多目的ホール③
- 記録：相談室ブリッジ

出席者（順不同、敬称略）

- 千葉 裕子（相談室フロイデ 室長）
- 成田 泰枝（相談室フロイデ）
- 粟野 明子（どんぐりころころ 所長、部会長）
- 南 祐子（相談支援事業所ハンド 相談支援専門員）
- 黒木 由美（相談支援事業所ハンド 相談支援専門員）
- 斉藤 智章（相談室ブリッジ 相談支援専門員）
- 高木 玲衣奈（伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係）
- 猪股 武（伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」 相談支援専門員、事務局）
- 大内 宏二（壮瞥町役場 住民福祉課 参事）

欠席者（順不同、敬称略）

- 細木 克悦（とようら社協相談支援センター 相談支援専門員）
- 櫻井 知津子（相談室いと 相談支援専門員）
- 野村 昌史（友愛の里相談支援センター 相談支援専門員）
- 山本 家弘（相談支援事業所ハンド 所長）
- 米谷 雅子（伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」 室長、事務局）
- 菊地 将平（洞爺湖町役場 総務部 健康福祉課 主査）
- 大西 直貴（豊浦町 総合保健福祉施設やまびこ保健福祉係 事務補）

1．開会挨拶

開会にあたり、部会長より挨拶があり、夏の暑さや、エアコンのない訪問先での体調管理について注意喚起がされた。

2．情報共有（地域課題提起含む）

壮瞥町からの報告：

・今年度４月から住民福祉課保健センターの課長職を兼任する大内氏が部会に初めて参加、昨年までは介護保険を担当しており、障がい分野は初めてであるとのこと。

・障がい担当の職員が異動や育児休暇取得後に退職予定のため、現在は大内氏と会計年度職員で業務を回している状況である。

また、障がい分野の経験は15年ぶりであり、今後も各事業所の支援と協力をお願いしたい。

- ブリッジからの報告:

・8月から非常勤の相談支援専門員が1名追加され、週2日の勤務で相談業務を行う予定、これにより、現在の担当者1.0から1.4に増員となる。

その他、大きな変更はなし。

- ハンドからの報告:

・計画相談の利用者のうち、数名が高齢者施設へ移行したグループホームに入居している利用者の中にも、今後高齢者施設利用を検討している者が複数名いる。

- 伊達市からの報告:

・前回の部会で情報提供があった「エンディングノート」と同様の物が伊達市でも「安心ノート」が高齢福祉課にあるので活用して下さい。

・前回の部会開催時に依頼された身寄りのない方が亡くなってしまった後の事後処理等について行政としての何が出来るのかを高齢福祉課に確認したところ、基本的には警察が主体的に行うが本当に身寄りが無くて困った時のみ生活保護課にて葬祭扶助といった制度の中で火葬までは行うようです。また、生活保護課から大体1年間でどの程度そのようなケースがあるのか教えて欲しいとの依頼がありました。

- フロイデからの報告:

・5月から週3日勤務の職員が1名増員され、現在相談支援専門員の資格取得中であり、１０月には専門員の資格を取得する見込みである。

・当事者会を企画したところ30名ほどの参加があり、当事者の楽しむ場へのニーズが高いことを改めて感じたが相談支援事業所だけでそれらを担うには限界があると感じている。

- どんぐりころころからの報告:

・相談支援専門員現任研修で「新高額障害福祉サービス等給付費」の制度について説明があった、。この制度は、介護保険利用者が65歳に到達するまでに生活介護などを利用していた場合に、給付金が支給されるものだが伊達市の場合、医療情報等の連携ができていないため該当者には約 2 年後に申請書が届く仕組みになっているとのこと。支援実施機関が他町の場合は、出身地の行政に確認が必要であると認識した。

- あいからの報告:

（伊達市内アパートで一人暮らしをしている25歳（女性）のケースについて相談。）

・旭寮を退所後、親との関係が悪く、生活保護を受給しながら暮らしている。

・生活支援を受けているが、携帯電話の課金などで毎月金銭が不足し、運用資金を借りては返済できない状況で、現在48,000円ほどの滞納がある。

・グループホーム入居を検討しているが、プライベートが確保される環境を希望しており、現在伊達市内のＧＨでは対応が難しいと思われる為、他市町村も含めて模索中。日中はほぼ寝ており、夜間に活動することが多いため、グループホームに入居しても生活改善が見込めない可能性がある。

・年金と生活保護を受給しているが、携帯電話の課金が多く課題となっている。

・このようなケースに対する情報提供や助言があれば連絡をお願いしたいとのこと。

3. 地域課題継続検討について

3-1.

１）相談支援事業所における事務効率化及び認定調査実施件数について

（伊達市における認定調査の課題等について確認）

・伊達市内の相談支援事業所では認定調査の件数が多く、業務負担が大きい。

・伊達市では、札幌市内に居住されている方のみ調査を行っており（４件)、それ以外は全件外部委託で対応し伊達市役所は行っていない。

・近隣の登別市では、基本的には市が調査を行っており、相談支援事業所の実施件数は年間 4 件と少ない。

・認定調査１件あたり 3～4 時間を要するため、本来行うべきモニタリングや会議開催などの業務に支障が出ている現状がある。

・相談支援事業所の人手不足も課題である。

２）業務の簡素化に向けた提案:

（モニタリング報告書のサイン省略と提出不要化について）

・苫小牧市では、モニタリング時に同意を得ていれば利用者からのサインは不要であり、モニタリング報告書の市への提出も不要となったが伊達市でも事務の簡略化は出来ないか？

＜確認・意見等＞

・提出が不要になった場合でも、事業所側で適切に記録を保管する体制が必要である。

・他自治体の事例として、埼玉県の深谷市と古河市でもモニタリング報告書の署名省略が認められていることが紹介された。

（電子化・提出方法の簡素化）

・現在、計画相談や個別支援計画のやり取りは紙媒体での郵送が主であり、コストや手間がかかっている為電子書類による送付や保存等で簡素化は出来ないか？

＜確認・意見＞

・受給者証のメールでの送付や、専用のシステム（チャットツールなど）を活用したデータでのやり取りができれば、事務負担軽減につながるとの意見があった。

・市役所内でも文書のデータ化が進められていることから、障がい分野においても同様の取り組みが期待される。

・国保連の審査が厳しくなっている現状も踏まえ、正確かつ効率的な請求業務のためにも、事務処理の簡素化が必要である。

３）伊達市への要望:

・相談支援部会として、伊達市に対し、モニタリング報告書のサインの簡略化と、市への提出不要化を検討するよう要望を出すことで合意した。

・相談支援部会員として高木氏（伊達市）から市に報告し、回答を求めることとなった。

3-2.

保護者の高齢化に伴う親亡き後の心配

- 各事業所からの報告、行政としての役割について：

・親族がいても、財産処理や葬儀などを施設や事業所に任せ、残った財産のみを受け取りに来るケースが多々ある。

・グループホーム入居者で両親が既に亡くなっており、兄弟との関係も希薄なケースが多い。

・知的障がい者同士の夫婦世帯では高齢化に伴い、親族が亡くなっている事があり、具体的な事例として、夫婦世帯で夫の入院後、妻も倒れその後お亡くなりになったが、親族が介入を拒否したため事業所が葬儀手続き等を全て行ったケースや、共同住宅で生活している単身の利用者で、地域での支援が不足しているケースなどが報告された。

・課題として、親族がいない、あるいは支援に非協力的である場合に行政や事業所が何の権限もなく支援せざるを得ない点が挙げられた。

・「親亡き後」に関する相談は多いが、両親が健在な間は、「まだ元気だから大丈夫」と判断され、具体的なサービス利用につながらないケースがほとんどである。

・親亡き後を心配してグループホームの見学や短期入所を検討しても、本人が拒否し、支援が進まない事例もある。

・親の死後、本人の介入拒否により遺骨が放置されているケースがある。

・親亡き後を心配し相談に来るがサービス利用につながらず、継続的な関わりが困難なケースがある。サービス利用がなくても計画相談ができる仕組みの必要性を感じている。

・親の死後に成年後見申し立てを行うと、手続きに時間がかかり、解決までに労力がかかるため、親が存命中に手を打つことの重要性を学んだ事例がある。

＜課題と今後の検討＞

・親族がいない、または非協力的な場合に、事業所が権限なく財産処理などを行わざるを得ない現状がある。

・行政としての対応範囲や権限、弁護士など専門機関との連携について明確にする必要がある。

・サービス利用がないケースでも、相談支援専門員が継続的に関われる仕組み必要性が提起された。

・成年後見制度の利用促進と、手続きの迅速化が課題である。

・各市町村における親亡き後の対応状況や、行政の役割について調査し、情報共有を行うべきであるとの意見が出た。

4. 伊達市地域生活支援拠点報告について

・令和６年度の拠点事業について市と連携し自己評価を行っている最中、改めて伊達市内及び近隣の拠点構成事業所等を確認し、伊達市の課題について確認を行っている。

5. その他

- 次回相談支援部会：10 月 30 日（木）10:00～

（様式１）地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括表

資料2-1

◆ 貴市町村の地域生活支援拠点等の目指している姿

平成30年度に整備した地域生活支援拠点について、令和８年度までの間、その機能充実のため、年４回以上運用状況を検証及び検討します。
また、地域生活支援拠点において、行動障がいを有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備を進めます。

◆ 第７期障害福祉計画 （令和6年度～令和8年度）における地域生活支援拠点等の目標について

	令和５年度末の地域生活支援拠点整備数	運用状況の検証・検討回数		
		障害福祉計画の1年目（令和6年度）	障害福祉計画の2年目（令和7年度）	障害福祉計画の3年目（令和8年度）
目標値	目標値なし（１か所整備済）	４回	４回	４回

障害福祉計画の１年目　地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括

Ⅰ．地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標

(a)　【要支援者の事前把握及び体制】緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有

【要支援者の事前把握】の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目（令和6年度）※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目（令和7年度）※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目（令和8年度）※できる限り数値目標も
行動障がいを有する者の支援ニーズ把握と支援体制の整備を進めます。			

コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）
◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 一定程度できている ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること
◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること
①事業開始当初に作成したリストの更新を定期的に行えていない、ＧＨや入所施設に移行した方等の現状確認方法が定まっておらず随時の連絡体制が取れていない。 ②福祉サービスを利用していない方の情報については個人情報の観点から把握する事が出来ず、緊急案件に繋がってしまう。	
◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）
①定期的な事前登録リストの見直し、共有を行い動向についての報告等についてシステム化を行う。 ②相談支援事業所や市町村関係者と情報を共有し、福祉サービスと関わりのない方の把握を行いリスト化する。	

(b) 【相談機能】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時を含む相談体制の確保	【相談機能】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 （令和6年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 （令和7年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 （令和8年度） ※できる限り数値目標も
	相談支援体制の充実・強化 等に向けた取組の実施体制を継続します。			
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 十分できている ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	
	ａ同様にリスト登録者の情報共有は出来ていないが、月１回の合同ケース会議や相談支援部会において各相談支援事業所のケース報告等を行い、情報共有が図られている。			
	◇今後の対応等（自由記述）		◇今後の対応等（自由記述）	
	リスト登録者の近況について確認。			

(c) 【緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時の受け入れ先の確保	【緊急時の受け入れ・対応】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 （令和6年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 （令和7年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 （令和8年度） ※できる限り数値目標も
	※計画に具体の記載なし			
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 一定程度できている ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	
	①短期入所、共同生活援助、施設入所等が拠点構成事業所として登録　し対応にあたっているが慢性的な人材不足によりいつでも受け入れ可能といった状況にはなっていない。 ②専門的な支援（強度行動障がい・医的ケア等）を要する方への受入れ先が限定的であり、不十分。			
	◇今後の対応等（自由記述）		◇今後の対応等（自由記述）	
	①地域における将来的な居住系サービスへのニーズ（必要数）を共有し、構成事業所内での受け入れ体制の充実を図るとともに伊達市行政へも福祉人材確保に向けた取組について連携しながら進める。 ②各種研修会の開催、専門的支援施設からのコーチング等の企画			

(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	【地域移行のニーズ把握】の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 （令和6年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 （令和7年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 （令和8年度） ※できる限り数値目標も
	地域移行の人数は令和８年度までに３名としています。			
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 十分できている ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	
	①病院から長期入院患者の退院促進の為、精神障害者地域移行協議会等において情報共有、病院ワーカーと連携しグループホーム等を利用した受入れを行っている。 ②入所施設利用者の意向確認についてはＲ８年度から義務化されるが現年度においてはまだ実施出来ていない。			
	◇今後の対応等（自由記述）		◇今後の対応等（自由記述）	
	②Ｒ８年度に向けて入所施設の意向確認担当者と連携しニーズの把握を行う。			

(e) 【体験の機会・場の確保】 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施	【体験の機会・場】の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 （令和6年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 （令和7年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 （令和8年度） ※できる限り数値目標も
	※計画に具体の記載なし			
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 十分できている ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	
	入所施設、短期入所、共同生活援助などの市内居住系事業所は全て構成事業所として登録しており、資源は充実している。			
	◇今後の対応等（自由記述）		◇今後の対応等（自由記述）	
	特に無し。			

(f) 【専門的人材の確保・養成】 専門性の確保に向けた取組の実施	【専門的人材の確保・養成】の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 （令和6年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 （令和7年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 （令和8年度） ※できる限り数値目標も
	※計画に具体の記載なし			

コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）
◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 全くできていない ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること
◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること
専門的支援を要する方（行動障がい・医的ケア児等）への研修会は開催されているが、居住の場としての受入れは進んでおらず在宅で家族介護が中心である。また、医的ケアに対応できる居住系事業所は共同生活援助、入所施設に各１カ所づつといった現状となっている。	
◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）
喀痰吸引等研修受講の促進、それに伴う経管栄養患者の受入れ体制の確保。	

(g) 【地域の体制づくり】 把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施	【地域の体制づくり】の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 （令和6年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 （令和7年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 （令和8年度） ※できる限り数値目標も
	※計画に具体の記載なし			

コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価	協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）
◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 全くできていない ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること
◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること
社会資源は充足しているが偏りがあり居宅介護、重度訪問介護、行動援護等の単身生活を想定したサービスが不足している。	
◇今後の対応等（自由記述）	◇今後の対応等（自由記述）
支援ニーズ数の把握を行い、実際の利用希望がどの程度あるのか把握し協議会等での検討を行う。	

Ⅱ．地域生活支援拠点等の運営状況に関する評価指標

(h) 【拠点等の運営状況】 地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築	【拠点等の運営状況】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 （令和6年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 （令和7年度） ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 （令和8年度） ※できる限り数値目標も
	機能充実のため、年４回以上運用状況を検証及び検討します。			
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会議体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ 一定程度できている ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） プルダウン選択☞ ※様式２の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の１年目）を踏まえて評価すること	
	基幹相談支援事業所にて拠点事業委託を受け、当事業所ＨＰでの公表、関係機関との連携において十分な周知はされているが、拠点事業そのものの認知度が低い。			
	◇今後の対応等（自由記述）		◇今後の対応等（自由記述）	
	家族、事業所に向けた拠点事業の説明会や定期的な連携会議の実施。			

備考欄：地域生活への移行に関する第6期障害福祉計画の成果目標（計画期間が終了する令和５年度末の目標）

（灰色部分にご記入ください）

◆令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数（国の指針：令和元年度末施設入所者の6%以上）

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（A）	65人
【目標値】令和５年度（2023年度）末時点の地域生活移行者数（B）	4人
令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活移行者の割合（B/A）	6.2%
目標達成のための方策	

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
【実績値】地域生活移行者数（C）	0人	0人	0人
【実績値】地域生活移行者数の割合（C/A）	0.0%	0.0%	0.0%
【実績値】地域生活移行者数の累積値（D）	0人	0人	0人
【実績値】地域生活移行者数の累積値に占める割合（D/A）	0.0%	0.0%	0.0%

◆令和元年度末時点と比較した施設入所者の減少数（国の指針：令和元年度末施設入所者の1.6%以上削減）

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（A）	65人
【目標値】令和５年度（2023年度）末時点の施設入所者の減少見込数（B）	1人
令和元年度末時点の施設入所者のうち、施設入所者の減少見込の割（B/A）	1.5%
目標達成のための方策	

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
【実績値】施設入所者の減少数（C）	0人	0人	1人
【実績値】施設入所者の減少割合（C/A）	0.0%	0.0%	1.5%
【実績値】施設入所者の減少数の累積値（D）	0人	0人	1人
【実績値】施設入所者の減少数の累積値に占める割合（D/A）	0.0%	0.0%	1.5%

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

630調査			令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）
精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数（合計）			110人	79人	87人
	３ケ月未満（急性期）		29人	14人	22人
		（うち）65歳未満	5人	6人	6人
		（うち）65歳以上	24人	8人	16人
	３ケ月以上１年未満		29人	20人	30人
		（うち）65歳未満	3人	5人	8人
		（うち）65歳以上	26人	15人	22人
	１年以上		52人	45人	35人
		（うち）65歳未満	11人	5人	4人
		（うち）65歳以上	41人	40人	31人

※実績値の記入方法

1. インターネットで「リムラッド」を検索し、ReMHRAD – 地域精神保健福祉資源分析データベース（https://remhrad.jp/）にアクセスする。
2. トップページで「在・退院者の状況」＞「在院」を選択。都道府県を選択し、「自治体を指定」で自治体を選択する。
3. 「年齢区分」で65歳未満/65歳以上、入院期間をそれぞれ選択すると各期間での入院者数が示される。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての目標値等 ※地域移行支援給付目標値、協議の場の開催回数等、貴自治体の目標内容を記載してください。	

資料2－2

だて地域生活支援センター　らいと

日中サービス支援型共同生活援助　運営報告

１　利用人数（令和７年８月１日現在）

（１）いちょう　　男性　９名（定員９名）
　　※うち1名三恵病院入院中

（２）ほおずき　　女性　８名（定員９名）
　　※うち1名三恵病院入院中

２　利用状況

（１）男性ホーム「いちょう」

利用者の状況は大きくは変わらない中、最高齢者が歩行不安定やバランス保持困難による転倒が増え、日常的な見守りや介助が必要な場面が増えており、インシデントが増えている。

その一方で、三恵病院に入院中の利用者は若年で認知症の症状のため入院が長引いてきており、何度か外出・外泊に取り組んだが、ホームでの生活に戻ることが難しく、住み替えの候補として8/4～8/8の期間入所施設のショートステイを体験し9/5からの利用が決定した。

また、１名が介護施設の見学を終え申請中である。

通院は変わらず、認知症の症状等により通院が難しくなっているケースの対応に苦慮している。

（２）女性ホーム「ほおずき」

昨年４月から入院している利用者は、現在も入院継続中で、退院は難しいと言われており転院の予定となったが、なかなか進んでいない状況があり、転院を待っている中でご家族と退所に向けて話したところ、二重生活をギリギリまでしたいとの希望があり退所には至っていない。

その一方で、若年で筋ジストロフィーがある利用者の歩行不安定やバランス保持困難による転倒が増え、日常的な見守りや介助が必要な場面が増えており、インシデントや事故が増えている。

また、継続して１名が介護施設への異動のため待機、１名が介護施設の見学を行った。

（３）日中活動ｙａｍａ

変わらず男性６名、女性５名（１名は入院中）が利用している。

恒常的な人手不足は継続しており、グループホーム世話人の助勤は不可欠な状況となっている中で、利用者の歩行不安定やバランス保持困難による転倒が増え、日常的な見守りや介助が必要な場面が増えている。

今年１０月から特定技能外国人労働者を雇用するため準備を進めている。

活動内容は、変わらず入浴支援の他、カラオケや軽運動・レク等、個別では「ちぎり」等の活動を行っている。

（４）短期入所受け入れ状況

女性は、変わらず１名が毎週末に定期的な利用希望があるほか、相談支援室あいの紹介ケースが１名新たな利用希望があり調整中である。

男性は、どんぐりころころの紹介ケースで契約した２名の中で１名が6/26～6/27に体

験利用し、ハンドの紹介ケースで７月に見学をした２名の内１名が８/12に契約、９月末の体験利用を予定している。

３　現状と課題

引き続き利用者の意思やご家族の意向を確認しつつ、ケアマネージャーと連携し本人にとってより良い生活のあり方を模索し、状況によっては介護施設や医療施設への移行を検討する。

家族（連絡先）が無い利用者の成年後見人の申請手続きを順次進めている。

また、だて地域生活支援センターで支援しているグループホームの利用者が、全体的に高齢化が進んでおり介護度も上がっている事から、日中サービス支援型グループホームへ移行を希望するケースが増えているため、空き状況を見ながら受入を進めていく。

伊達市としての課題である、在宅で医療的ケアが必要な方の短期入所利用に対応するため、夜間勤務が可能な看護師を採用したが、残念ながら自己都合により退職することとなった。

課題への対応にむけて、引き続き看護師確保に努めていきたい。

資料３－１

第４期
伊達市障がい者計画

令和６年度における施策に関する報告

伊　達　市

（もくじ）

第４期伊達市障がい者計画の進捗状況について（令和６年度分）　…　1

基本目標１　お互いを尊重し合えるまちづくり

１－１　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
（１）　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止　…　3
（２）　理解促進　…　4

１－２　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
（１）　情報アクセシビリティの向上　…　6
（２）　意思疎通支援の充実　…　7

基本目標２　地域で暮らすことができる体制づくり

２－１　安全・安心な生活環境の整備
（１）　住まいの確保　…　8
（２）　バリアフリー化の促進　…　8
（３）　防犯・防災対策の推進　…　10

２－２　保健・医療の推進
（１）　障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期支援　…　12
（２）　医療費の負担軽減　…　17

２－３　自立した生活の支援
（１）　相談支援体制の整備　…　19
（２）　生活支援サービスの提供　…　20
（３）　地域福祉活動の推進　…　22

基本目標３　自立への支援と社会参加の促進

３－１　雇用・就業の支援
（１）　雇用機会の拡大　…　23
（２）　福祉的就労の場の確保　…　23
（３）　障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進　…　23

３－２　教育の振興
（１）　障がい児保育・療育の充実　…　24
（２）　学校教育の充実　…　26

３－３　社会参加の促進
（１）　本人活動、余暇活動の充実　…　27
（２）　地域活動の推進　…　30

第４期伊達市障がい者計画の進捗状況について（令和６年度分）

１．はじめに

令和６年～10年度の５年間を計画期間として策定した『第４期伊達市障がい者計画』に掲載された取組の進捗状況を点検・評価しました。

２．点検・評価の方法

掲載した取組66事業について、令和６年度の取組状況や今後の課題等を点検・評価しました。評価基準は次のとおりです。

評　価	基　　準
A	計画どおりに施策・事業が実施できたもの (目的を達成し完了したものを含む)
B	施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの
C	施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの
D	未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

３．点検・評価結果

66事業の進捗状況の点検・評価結果は以下のとおりでした。

（複数の課が担当して実施している場合は、計画作成所管課にて調整しました）

	基本目標	A評価	B評価	C評価	D評価
基本目標１	お互いを尊重し合えるまちづくり	13	1	0	0
基本目標２	地域で暮らすことができる体制づくり	26	2	0	0
基本目標３	自立への支援と社会参加の促進	19	4	0	1
計画全体　　事業		58 事業 (87.9%)	7 事業 (10.6%)	0 事業 (0.0%)	1 事業 (1.5%)

〇点数換算（A＝5点、B＝3点、C＝1点、D＝0点）

点数換算（点）		100点換算
基本目標１	68 ／ 70	97 ／ 100
基本目標２	136 ／140	97 ／ 100
基本目標３	107 ／120	89 ／ 100
計画全体	311 ／330	94 ／ 100

４．総評

令和６年度の取組状況は、ABCD評価におけるA評価が全66事業中58事業、全体に占める割合が87.9％であり、概ね計画どおり進んでいる状況と考えます。

B評価の事業７事業は、実施しているものの、実施上の課題があればその解消を図るなど、更なる充実を図る必要があります。

事業の実施が遅れている、準備中であるC評価は、該当がありませんでした。また、Ｄ評価１事業について、事業を終了し解散となり年数が経過している状況です。

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="6">基本目標１　お互いを尊重し合えるまちづくり</td></tr>
<tr><td colspan="6">１－１　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td></tr>
<tr><td colspan="6">（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">①地域生活における権利擁護制度の普及</td><td rowspan="3">・判断能力が不十分な障がい者の権利と財産に関する自己選択・自己決定を保証する成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知を図り、障がい者本人やその家族の利用を促進します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>〇高齢や障がいのため、日常生活における判断能力に不安を感じる方への制度として「日常生活自立支援事業」について、社会福祉協議会のホームページで情報提供を行いました。</td></tr>
<tr><td>高齢福祉課・社会福祉課</td><td>A</td><td>〇成年後見制度利用支援事業
（目的）民法で定める後見、保佐及び補助に係る制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、市長による後見等の開始の審判の申立てを行います。
また、平成24年４月１日より、審判請求に要した費用及び後見人の報酬に要する費用を助成する制度を創設しました。
（対象）
・「市長申立て」判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、該当者に開始審判の請求をする４親等以内の親族がいない方（平成18年６月から実施）
・「報酬助成」活用できる資産及び貯蓄が乏しく助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる者、生活保護法による被保護者、当該費用を負担することで生活保護法に定める要保護者となる方
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>成年後見制度利用人数(人)</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>②市民相談の充実</td><td>・毎月開催されている人権擁護委員、行政相談委員による「困りごと相談」や弁護士による「無料法律相談」など各種市民相談業務を周知し、日常生活における困りごとなどの相談しやすい環境づくりを推進します。</td><td>市民課</td><td>A</td><td>〇各種市民相談は開催日時を市広報紙に毎月掲載し、周知を図っています。
（目的）市民の日常生活の困りごと等の相談に対応するため、市民相談、困りごと相談、弁護士無料法律相談を開設しています。
（対象）市民
<相談件数>
<table>
<tr><th>相談区分（件）</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>市　民　相　談</td><td>276</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>困　り　ご　と　相　談</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>弁 護 士 無 料 法 律 相 談</td><td>47</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>328</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>③虐待の防止</td><td>・障がい者に対する虐待の防止や早期発見、迅速かつ適切な支援を行うよう、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に関係機関等との連携・協力を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○平成24年から、障がい者虐待防止センター（機能）を設置し、「伊達市障がい 者虐待対応マニュアル」に基づき対応しています。
・実施機関：伊達市（直営）
・受付窓口：健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係
・受付日時：365日24時間対応（休日、夜間は市当直員が通報の一次対応）
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>虐待（疑）の通報（届出）件数</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>虐待が認められた件数</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>虐待が認められなかった件数</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>協議中の件数</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>④障がいを理由とする差別解消の推進</td><td>・障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供の趣旨に基づき、障がいを理由とする差別の解消について、市民への理解と関心を深めるため周知・啓発を行います。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○広報だて８月号に「障害者差別解消法」に関する記事を掲載しました。
また、ホームページにも掲載し啓発を行っています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）理解促進</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">①広報紙、ホームページ等による啓発の推進</td><td rowspan="3">・障がい・障がい者への理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどによる啓発を推進します。
・ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、北海道や障がい者関係団体と連携した「障害者週間（ 毎年 12 月３ 日～ ９ 日まで）」の啓発事業を推進します。
・総合相談や情報提供などを行う伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」の利用促進のため、周知啓発を図ります。</td><td>企画課</td><td>A</td><td>○障がい者への理解を深めるため、市の広報紙やホームページなどによる啓発を推進しました。
・広報だてに、「知っておきたい福祉の話」を６回掲載し、「手話で心をかよわせよう」を毎月掲載しました。
・ホームページの「社会福祉課障がい者福祉係」のページで、障がい者に関する情報を随時発信しました。</td></tr>
<tr><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○12月３日から９日までの障害者週間について、広報紙やフェイスブックに掲載し、市民への啓発を行いました。
○伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」について、広報紙やホームページで紹介しているほか、公共施設へのパンフレットの設置を行っています。また、障がい者手帳用のパンフレット等を活用して周知を図りました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>②当事者団体等による市民啓発活動への支援</td><td>・障がい者への理解を深めるため、障がい者自身による障がい者の生活についての体験発表や、手話・点字の指導など、当事者や当事者団体による市民への働きかけや啓発活動などを支援するとともに、地域との交流活動などを支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○伊達聴力障害者協会主催の「市民手話講習会」を共催しています。
<table>
<tr><th></th><th>開催日</th><th>参加者（人）</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>令和7年3月2日</td><td>36</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">③事業所への啓発活動の充実</td><td rowspan="3">・障がい者雇用についての理解を促進するため、企業や事業所への啓発に努めるとともに、ジョブコーチによる支援、トライアル雇用など障がい者雇用に対する各種制度の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>B</td><td>〇市が実施した、障がい者雇用に関するアンケート結果をホームページに掲載しています。調査以外にも企業などへの啓発について、商工観光課と連携を図り進めていく必要があると考えます。</td></tr>
<tr><td>商工観光課</td><td>A</td><td>〇障がい者雇用に関する理解促進・啓発活動として、ハローワーク等からの情報提供を基に制度等の周知を随時行いました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>B</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">④福祉教育による福祉意識の啓発</td><td rowspan="3">・福祉に関する体験的な学習の積極的な推進を図り、障がい・障がい者に対する理解を深められるよう啓発に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>手話に対する理解や利用を広げることを目的に、ろうあ者を学校等へ講師として派遣する「手話講座」を実施しました。</td></tr>
<tr><td>指導室</td><td>A</td><td>〇総合的な学習の時間や道徳の時間等において、障がいのある人に対する理解を深める学習を行うなど、福祉についての意識を深めることができました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">⑤ユニバーサルデザインの啓発・推進</td><td rowspan="4">・様々な人に配慮するユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。
・バリアフリー法等に基づき、多くの市民が利用する公共施設及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう指導、助言を行います。</td><td>企画課</td><td>A</td><td>〇ホームページのウェブアクセシビリティに対する配慮
身体に障がいのある方が身体的な制約などにとらわれることなく、ホームページを閲覧できるよう、日本工業規格（JIS）の情報アクセシビリティに関する規格「JIS X 8341-3：2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第３部：ウェブコンテンツ」への準拠を目指し、可能な限り本規格の示す要件に沿ったホームページの運用・制作に努めました。
（対象）身体障がい者全般</td></tr>
<tr><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>ホームページで内閣府の「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を紹介しています</td></tr>
<tr><td>都市住宅課</td><td>A</td><td>〇公共的施設の建設計画段階で、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設として検討することにしています。
〇次の表のとおり、民間建築物について指導・助言を行いました。
<table>
<tr><td>令和６年度</td><td>店舗１件、事務所１件（合計２件）</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="6">１－２　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</td></tr>
<tr><td colspan="6">（１）情報アクセシビリティの向上</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">①広報紙、ホームページなどの効果的活用と充実</td><td rowspan="3">・市の広報紙やホームページ、公式SNS多様な広報媒体を活用し、効果的な情報提供に努めます。</td><td>企画課</td><td>A</td><td>○広報紙の「知っておきたい福祉の話」コーナーで福祉に関する様々な情報を提供しました。
＜令和６年度の広報だて掲載記事(「知っておきたい福祉の話」）＞
６月号～ヘルプマーク・ヘルプカード
８月号～障害者差別解消法について
10月号～声の広報・点字広報
12月号～12月３日から９日は「障害者週間」です
２月号～伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」
４月号～補装具・日常生活用具</td></tr>
<tr><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○伊達市ホームページ「社会福祉課障がい者福祉係」のページにおいて、福祉に関する情報を随時発信しました。また、特に啓発が必要な場合等は状況に応じホームページのトップにも掲載しました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>②障がいに応じた情報提供の充実</td><td>・ボランティアによる広報だての音訳版・点訳版の配布や、情報文章へのルビ付けなど、障がいの状態に応じた情報の提供に配慮します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○声の広報
「広報だて」の内容を、朗読ボランティア「やまびこ」がＣＤに録音し、視覚障がいのある方へ配布しています。
＜声の広報配布実績（各年度末時点）＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>配　付　件　数　（　件　）</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○点訳ボランティア
伊達市点訳ボランティアの会が、点字の「広報だて」を作成し、視覚障がいのある方へ配布しています。
＜点字広報配布実績（各年度末時点）＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>配　付　件　数　（　件　）</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>③情報コーナーの整備</td><td>・障がい者に対する虐待の防止や早期発見、迅速かつ適切な支援を行うよう、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に関係機関等との連携・協力を図ります。</td><td>総務課</td><td>A</td><td>○庁舎の正面玄関スペースで紙ベースの行政情報を体系的に提供しているほか、案内係を設置し対面による情報の提供を行っています。また、市立図書館などの公共施設においても一部情報の提供を行っています。</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="2">（２）意思疎通支援の充実</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①聴覚障がい者等意思疎通支援事業の実施</td><td>・聴覚障がい及び音声・言語障がいのある人の意思疎通を支援するため、手話通訳員及び手話通訳協力員を派遣します。手話奉仕員養成講座の実施など手話の普及に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○手話通訳員及び手話通訳協力員を派遣しました。
＜手話通訳者派遣実績（件数）＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>手　話　通　訳　員</td><td>140</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>手　話　通　訳　協　力　員</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ろ　う　あ　連　盟　委　託</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○手話奉仕員養成講座を開催しました。
＜手話奉仕員養成講座実績（人数）＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>受　講　人　数</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>②障がいに応じた意思疎通支援</td><td>・伊達手話の会や点訳ボランティアの会等の活動を促進し、意思疎通支援の普及を図ります。
・障がいに応じた意思疎通を支援する用具を給付します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○伊達手話の会の運営活動について支援しました。
○日常生活用具給付等事業で意思疎通支援のための用具（情報・意思疎通支援用援具）の給付を行いました。
＜情報・意思疎通支援用具給付実績（件数）＞
<table>
<tr><th>用具</th><th>令和6
年度</th><th>令和7
年度</th><th>令和8
年度</th><th>令和9
年度</th><th>令和10
年度</th></tr>
<tr><td>情報・通信支援用具</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対応ﾗｼﾞｵ</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用ﾎﾞｰﾀﾞﾙﾚｺｰﾀﾞｰ</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用拡大読書器</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用時計</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用活字文書読み上げ装置</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用体温計</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用体重計</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>視覚障がい者用血圧計</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>聴覚障がい者用通信装置</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>聴覚障がい者用屋内信号装置</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>携帯用会話補助装置</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人工喉頭</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>点字図書</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="6">基本目標２　地域で暮らすことができる体制づくり</td></tr>
<tr><td colspan="2">２－１　安全・安心な生活環境の整備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）住まいの確保</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①住宅改修費の助成</td><td>・重度の肢体不自由等の障がい者が在宅で安全・快適に生活するため、また介護者の負担を軽減するため、居宅の改修に必要な費用の一部を助成します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○伊達市重度身体障がい者等住宅改修費等給付事業
（目的）在宅の重度身体障がい者（児）に住宅の改修工事費及び居宅生活動作補助用具の購入費を給付することにより、地域における自立を図り、その福祉の増進を図ります。
（対象）市内に居住地を有する者で、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する身体障がい者等であって、障がい程度等級３級以上（特殊便器の取替えについては上肢障害２級以上）の者
（その他）給付は原則１回。対象経費は、手すりの取付け、段差の解消等５種目の住宅改修費及びその住宅改修費に付帯して必要となる住宅改修
＜給付状況等＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>給　付　件　数　（　件　）</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支　出　額　（　円　）</td><td>66,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>②グループホーム等の整備促進</td><td>・障がい者の地域での自立した生活を支援するため社会福祉法人等によるグループホームの整備を促進します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○既存のグループホーム等の耐震化やスプリンクラーの設置に対して障害者自立支援対策推進事業や社会福祉施設整備費補助金等を活用することにより、その整備の促進を図っています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）バリアフリー化の促進</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①公共交通機関のバリアフリー化</td><td>・市内運行バスの低床ノンステップバス導入など、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。</td><td>企画課</td><td>B</td><td>○ユニバーサルデザインタクシー導入補助金
ユニバーサルデザインタクシーを導入した市内タクシー事業者に対し、車両の購入に係る補助金を交付しています。令和６年度は事業者において同車両の購入がありませんでした。引き続き、乗り降りしやすい車両の計画的な導入について事業者との連携を図る必要があると考えます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">②公共施設のバリアフリー化</td><td rowspan="3">・障がい者が利用しやすい施設を目指して、公共施設のバリアフリー化を推進します。</td><td>都市住宅課</td><td>A</td><td>○公共施設の建設計画の段階で、バリアフリーの考え方を取り入れた施設として検討することにしています。</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td>A</td><td>伊達市バリアフリー基本構想では、各事業者がそれぞれの施設において特定事業計画を策定することとしておりますが、その特定事業計画をまとめた伊達市バリアフリー特定事業計画の点検・更新を行い、令和６年12月に改訂しました。</td></tr>
<tr><td>総評価</td><td>A</td><td></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">③歩道等の整備</td><td rowspan="3">・障がい者の歩行空間を確保するため、自転車等の利用者への啓発・指導を推進し、放置自転車等対策の推進強化を図ります。
・障がい者が安心して利用できる歩行空間確保のための歩道整備や段差解消を推進します。
・視覚障がい者の安全歩行を確保するため、誘導用ブロックの敷設を推進します。</td><td>自治振興課</td><td>A</td><td>〇伊達警察署及び関係団体と連携し、自転車利用者への指導対策の推進を実施しました。
・小学生交通安全教室
（目的）正しい横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等の交通ルール全般を小学生が身につけるために、市内小学生を対象に、交通指導員が実践指導をする交通安全教室の際に、放置自転車についての内容も啓発の１つに盛り込んでいます。
（対象）依頼のあった市内小学校
＜実績＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>利　用　学　校　数　（　校　）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実　施　回　数　（　回　）</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参　加　総　数　（　人　）</td><td>468</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>建設課</td><td>A</td><td>〇障がいのある人が安心して歩行できるよう、道路工事にあわせて段差を解消、また、交通量の著しい中心市街地の主要幹線道路の交差部には、交差位置がわかるよう誘導用ブロック（点字ブロック）を設置しています。
＜市道の歩道等整備実績＞
<table>
<tr><th></th><th>歩道の段差解消工事</th><th>点字ブロック設置工事</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>市道中央通り線　162m
市道末永９号線　332m
市道末永線　　60m</td><td>市道東通り線　120m</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>④専用駐車スペースの確保・促進</td><td>・多くの市民が利用する公共施設及び民間建築物などへの障がい者専用駐車スペースの確保を促進します。</td><td>都市住宅課</td><td>A</td><td>〇公共施設等の建設において「北海道福祉のまちづくり条例」の「整備基準」にあわせて、車いす使用者駐車場の整備を進めていきます。なお、令和６年度は伊達小学校に４台分の車いす使用者駐車場の整備をしました。</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="2">（３）防犯・防災対策の推進</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">①防犯・防災意識の啓発</td><td rowspan="3">・地域ぐるみの防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めるとともに、障がい者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を促進します。
・警察署、防犯協会と連携し、広報紙やホームページを通して防犯意識の高揚と啓発を図ります。
・広報紙での意識啓発、訓練への参加促進などにより防火・防災知識の向上を図ります。</td><td>自治振興課</td><td>A</td><td>○伊達市防犯協会、伊達地区防犯協会連合会、伊達地方暴力追放運動推進協議会の３団体に補助金・負担金を交付し、障がい者を含めた地域住民を中心とした防犯活動に対する支援を行いました。
＜補助金・負担金支払実績（円）＞
<table>
<tr><th>補助金・負担金（円）</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>伊達市防犯協会補助金</td><td>437,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伊達地区防犯協会連合会負担金</td><td>1,313,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>伊達地方暴力追放運動推進協議会負担金</td><td>143,900</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○伊達警察署及び伊達地方防犯協会連合会、伊達防犯協会と連携し、街頭啓発などを通して防犯意識の高揚を図りました。
・令和６年度事業実績
交通安全運動セーフティコールへの協力（４月、７月、９月、11月）
全国地域安全運動（10月11日～10月20日）
歳末警戒運動 （12月15日～12月31日）</td></tr>
<tr><td>危機管理課</td><td>A</td><td>○市民の防災意識向上等を目的に伊達市防災アドバイザー業務委託により、ＮＰＯ法人環境防災総合政策研究機構の宇井理事の広報紙への防災コラム掲載（年２回）、防災講演会を実施しました。</td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>②避難支援等関係団体による避難行動要支援者対策の推進</td><td>・平時から避難行動要支援者の避難準備を進めるため、避難支援等関係団体に避難行動要支援者名簿を提供し、対策活動の内容充実・支援体制の整備を促進します。</td><td>危機管理課・高齢福祉課・社会福祉課</td><td>A</td><td>○平成29年８月に「避難行動要支援者対策計画」を策定しました。
引き続き、本計画に基づき作成した名簿情報を活用するための条件整備や個人避難プラン作成等の作業を進めます。
なお、避難支援等関係団体に対する平時における名簿情報の提供は、本人の同意確認が必要です。</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">③緊急時通報体制の充実</td><td rowspan="4">・消防署と連携し、聴覚障がい者の緊急時の通信手段である「ファックス119番」、「NET119」の利用を促進します。
・ひとり暮らしの高齢者及び重度心身障がい者等の日常生活上の緊急事態に対処するため、高齢者等緊急通報システム事業を実施します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○平成12年から運用の「災害対策聴覚障がい者用緊急連絡一斉送信」については、運用はありませんでした。</td></tr>
<tr><td>高齢福祉課</td><td>A</td><td>○緊急通報サービス事業の実施
（目的）在宅のひとり暮らし高齢者等に家庭用緊急通報機器を貸与し、緊急通報受信センターと電話回線で直通することで、急病・災害等突発的事態が発生したときに迅速かつ正確な救援体制をとることにより、高齢者等の日常生活の不安解消及び人命の安全確保をするとともに福祉の向上を図ります。
（対象）おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯又は高齢者のみの世帯であって、健康状態、身体状況又は日常生活動作の状況に支障がある等、緊急時の通報手段が困難な者、又はひとり暮らしの重度心身障がい者であって、市民税非課税世帯に属する者
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>利　用　実　人　員　（　人　）</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事　　業　　費　（　千　円　）</td><td>1,340</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>伊達消防署</td><td>A</td><td>○ＦＡＸを活用した１１９番通報《ＦＡＸ１１９》
（目的）火災または救急事案が発生した際に、登録している聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者へ迅速・的確な対応（出動）を図るため
（内容）聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者に事前に住所、氏名等の情報をＦＡＸ１１９に登録してもらい、通報時に的確な対応が図れるよう、登録内容の把握が迅速にできるシステム。
（対象）西胆振行政事務組合管轄に在住の聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>登　録　者　数　（　人　）</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通　報　件　数　（　件　）</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○携帯電話やスマートフォンを活用した１１９番通報《ＮＥＴ１１９》
（目的）火災または救急事案が発生した際に、登録している聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者へ迅速・的確な対応（出動）を図るため
（内容）聴力障がい者及び音声・言語機能障がい者に事前に住所、氏名等の情報をＮＥＴ１１９に登録してもらい、通報時に的確な対応が図れるよう、登録内容の把握が迅速にできるシステム。また、チャット機能によりリアルタイム文字会話が可能であり、ＧＰＳ機能付きの機種であれば自宅だけでなく外出先からでも通報者の位置を容易に特定できるもの。
（対象）西胆振行政事務組合管轄に在住または在勤若しくは在学の聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>登　録　者　数　（　人　）</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通　報　件　数　（　件　）</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>④福祉避難所の設置</td><td>・障がい者、高齢者、難病患者など、避難所生活に特別な配慮が必要な人のための福祉避難所の整備を推進します。</td><td>危機管理課・高齢福祉課・社会福祉課</td><td>A</td><td>〇これまで、市内３箇所の障がい者施設及び９箇所の高齢者施設を福祉避難所に指定しています。</td></tr>
<tr><td colspan="6">２－２　保健・医療の推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">（１）障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期支援</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①妊娠・出産・育児相談の充実</td><td>・妊娠、出産が安全に経過できるように、妊娠届出時や母子健康手帳交付時などの面接相談の実施や、新生児訪問、乳幼児健康相談の実施など各種相談を継続し、疾病などの予防と早期発見に努めます。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>〇母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券発行及び保健指導の実施
（目的）周産期の異常を早期に発見し、安定した周産期を送り、安全に出産及実 び育児ができることを目的としています。
（対象）伊達市に住民票のある妊産婦
<table>
<tr><th></th><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td colspan="7">妊婦健康診査受診券発行数</td></tr>
<tr><td></td><td>妊婦一般健康診査（人）</td><td>135</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>産婦健康診査（人）</td><td>137</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>超音波検査（人）</td><td>134</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">母子健康手帳交付数</td></tr>
<tr><td></td><td>妊娠届出数（人）</td><td>124</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">マタニティ教室</td></tr>
<tr><td></td><td>対象者（人）</td><td>59</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>参加者（人）</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>参加率（％）</td><td>57.6</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td></tr>
</table>
〇新生児聴覚検査費助成事業
（目的）聴こえにくさを早期に発見し、適切な支援を行うことで、言語発達への影響を最小限にすることを目的としています。
（対象）生後１ヶ月未満の児
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>発行数（人）</td><td>140</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
〇室蘭保健所管内養育支援保健・医療連携システム
（目的）関係機関との連携のもと、養育支援を必要とする家庭を早期に把握・訪問することによって適切な子育て支援を行います。
（対象）新生児の健康状態により保健指導を必要とする場合
母親の健康状態、育児環境により保健指導を必要とする場合等
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>対象者（人）</td><td>32</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>訪問数（回）</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
○新生児訪問
（目的）保健師が生後１か月前後の児のいる家庭を訪問し、母子の心身の健康状態及び養育環境の把握を行い、保健指導を行います。
（対象）全出生児とその家庭
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>対　象　者　（　人　）</td><td>131</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>訪　問　数　（　回　）</td><td>110</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○産後ケア事業
（目的）家庭等から産後の援助が十分に得られないなど、特に育児支援を必要とする母子に、心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的としています。
（対象）出産後１年以内の母子のうち、下記のいずれかに当てはまる方
・家族などから十分な家事及び育児のなどの援助が受けられない方
・産後に心身の不調または育児不安などのある方
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>利　用　数　（　回　）</td><td>53</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○１歳児健康栄養相談
（目的）１歳頃の発育発達の確認、育児不安解消及び軽減を図ります。
（対象）満１歳児または相談を希望する児とその親
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>対　象　者　（　人　）</td><td>132</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参　加　者　（　人　）</td><td>102</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

施策の基本目標・柱・項目		概要	担当部署等	評価	成果・課題・今後の取組
	②早期発見体制の充実	・母子保健法に基づく乳幼児健診や相談を実施することで障がいの早期発見に努め、継続した相談を行います。	健康推進課	A	

○乳幼児健康診査

（目的）乳幼児の疾病や異常の早期発見・早期対応と共に、育児不安・育児困難の解消及び軽減を図ります。

（対象）

・乳児健康診査：生後４か月、７か月児、その他経過観察が必要な児

・１歳６か月児健康診査：１歳６か月～１歳８か月児、その他経過観察が必要な児

・３歳児健康診査：３歳３か月～３歳５か月児、その他経過観察が必要な児

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
乳児健康診査					
対　象　者（　人　）	252				
受　診　者（　人　）	250				
受　診　率（　％　）	99.2	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
1歳6か月児健康診査					
対　象　者（　人　）	158				
受　診　者（　人　）	151				
受　診　率（　％　）	95.6	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
３歳児健康診査					
対　象　者（　人　）	169				
受　診　者（　人　）	160				
受　診　率（　％　）	94.7	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

○２歳児健康相談

（目的）発育・発達の確認、育児不安解消及び軽減を図ります。

（対象）２歳０か月～２歳２か月児、その他経過観察が必要な児

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
対　象　者（　人　）	137				
受　相　者（　人　）	129				
受　相　率（　％　）	94.2	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

○５歳児健康相談

（目的）発育・発達の確認、就学に向けた情報提供や相談を行い、育児不安解消及び軽減を図ります。

（対象）年度中に５歳になる児

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
対　象　者（　人　）	171				
受　相　者（　人　）	31				
受　相　率（　％　）	18.1	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>③発育発達相談の充実</td><td>・幼児健康相談や保健師による家庭訪問を行います。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>〇乳幼児家庭訪問等指導事業
（目的）保健師が関係機関と連携しながら訪問や相談による支援を行います。
（対象）育児支援が必要な乳幼児のいる家庭
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>乳児延訪問数（実／延）</td><td>44/54</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>幼児延訪問数（実／延）</td><td>3/4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>④教育相談の充実</td><td>・障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた相談に的確に対応できるよう、就学前の発達相談や学校における教育相談を行います。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>〇指導室の設置
（目的）教育に関する各種相談等に対応するため、教育委員会に指導室を設置しています。
（職員）指導主事２名と退職教員３名が、教育相談業務に当たっています。
（※令和４年度より）
〇伊達市特別支援教育コーディネーター4名（高等養護学校等教諭）による小中学校巡回訪問
（目的）本人、保護者等に対する支援の方向性を明確にし、また、関係機関との情報共有を図るため、各関係機関を巡回訪問し、幼児児童生徒の実態把握等及び相談を実施しています。
（対象）保育所・幼稚園・小中学校
〇校内指導・相談体制の整備
・子どもの育成や教育に関して様々な悩みをもつ親、保護者等に対して、随時、相談に対応するため、保護者等との連携を密にするよう努めています。
・相談した内容は、校内特別支援教育コーディネーターが中心となり、伊達市特別支援教育コーディネーター等や関係機関と連携を図り、指導体制の充実を図っています。
・専門家チームからの適切な指導・助言により、児童への指導や家庭への相談の充実を図っています。
・幼稚園、保育所への訪問を実施しています。
（時期）５～６月（対象）保育所・幼稚園
・障がいのある園児の保護者との定期的な話し合いの実施
・定期の相談の実施
・随時の相談
＊必要に応じて、関係機関との連携を図っています。
〇新入学時健診において、教育相談を実施し特別支援に関する相談を行いました。
〇特別支援学級に関する措置について、学校と連携して教育相談を行いました。
〇子どもの育成や教育に関しての様々な悩みのある親、保護者等に対して学校を通して北海道特別支援教育センターの巡回相談窓口の周知や新入学時健診において、教育相談を実施しました。</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>⑤ 健康診査、がん検診、生活習慣病の予防支援の充実</td><td>・高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づく健康診査やがん検診などを実施し、生活習慣病予防や疾病の早期発見と健康への意識向上を図ります。
・生活習慣病を予防・改善することにより予防できる障がいに対して、適切で効果的な健康相談、健康教育、訪問指導等を行います。</td><td>保険医療課</td><td>A</td><td>〇後期高齢者健康診査の実施
（目的）後期高齢者に対し健康診査を実施することにより、傷病の発生を未然に防止し、また早期発見により重症化、長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ります。
（対象）後期高齢者医療制度に加入している方
（内容）問診、身体測定、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査。自己負担なし。
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>受　診　者　（　人　）</td><td>798</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
〇後期高齢者短期人間ドックの実施
（目的）後期高齢者に対し短期人間ドックを実施することにより、傷病の発生を未然に防止し、また早期発見により重症化、長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ります。
（対象）後期高齢者医療制度に加入している方
（内容）上記健康診査の内容に、胃・肺・大腸がん検診や心電図検査、眼底検査、超音波検査などを加えた総合的な健診。自己負担5,000円。
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>受　診　者　（　人　）</td><td>48</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>
○健康相談・訪問指導 ※根拠法：健康増進法
（目的）心身の健康に関する個別の相談に応じた必要な助言及び指導を行い、生活習慣改善や健康の保持増進を図ります。
（対象）満40歳から64歳までの方
（内容）本人及び家族等の相談を電話や面接、文書、訪問指導により実施しています。
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>健　康　相　談　（　延　件　数　）</td><td>169</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>訪　問　指　導　（　延　件　数　）</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

○健康教育 ※根拠法：健康増進法
（目的）生活習慣病を防ぐための健康教育を推進し、健康に関する正しい知識の普及を行うことにより、健康意識を高め、健康の保持増進を図ります。
（対象）自治会、各種サークル、介護予防グループ、企業等
（内容）生活習慣病予防をテーマとした講話や調理実習
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>実　施　回　数　（　回　）</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>実　施　人　数　（　人　）</td><td>335</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○特定健康診査・健康診査 ※根拠法：高齢者医療確保法
（目的）内臓脂肪型肥満に着目した健康診査の実施により、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を必要とする人を抽出し、糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群を減少させます。
（対象）当該年度に満40歳から75歳になる伊達市国民健康保険加入者
（内容）問診、身長・体重及び腹囲測定、血圧測定、血液検査（脂質・糖代謝・肝機能・腎機能）尿検査（タンパク・糖）
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td colspan="6">特定健康診査</td></tr>
<tr><td>対　象　者　（　人　）</td><td>4,562</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受　診　者　（　人　）</td><td>1,657</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>受　診　率　（　％　）</td><td>36.3</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>○がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診）※根拠法：健康増進法
（目的）がんの早期発見・早期治療により、死亡者を減少させます。
（対象）40歳以上（子宮がん検診は20歳以上）
（内容）胃バリウム検査、胸部Ｘ線撮影、便潜血検査、子宮頸部細胞診及び内診、乳房マンモグラフィ検査
<table>
<tr><th></th><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td colspan="7">胃がん検診</td></tr>
<tr><td></td><td>対　象　者　（　人　）</td><td>22,688</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　者　（　人　）</td><td>1,012</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　率　（　％　）</td><td>4.5</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td></tr>
<tr><td colspan="7">肺がん検診</td></tr>
<tr><td></td><td>対　象　者　（　人　）</td><td>22,688</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　者　（　人　）</td><td>2,699</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　率　（　％　）</td><td>11.9</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td></tr>
<tr><td colspan="7">大腸がん検診</td></tr>
<tr><td></td><td>対　象　者　（　人　）</td><td>22,688</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　者　（　人　）</td><td>2,374</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　率　（　％　）</td><td>10.5</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td></tr>
<tr><td colspan="7">乳がん検診</td></tr>
<tr><td></td><td>対　象　者　（　人　）</td><td>12,586</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　者　（　人　）</td><td>934</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　率　（　％　）</td><td>7.4</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td></tr>
<tr><td colspan="7">子宮がん検診</td></tr>
<tr><td></td><td>対　象　者　（　人　）</td><td>14,819</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　者　（　人　）</td><td>940</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>受　診　率　（　％　）</td><td>6.3</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td><td>#DIV/0!</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）医療費の負担軽減</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①重度心身障がい者医療費の助成</td><td>・重度心身障がい者医療費助成事業の周知を徹底するとともに、適切な支給に努めます。</td><td>保険医療課</td><td>A</td><td>○重度心身障がい者医療費の助成
（目的）重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図ります。
（対象）身体障害者手帳の障がい程度が１級、２級又は３級（内部疾患のみ）の 方
療育手帳「A」の方
精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が１級の方（通院医療費のみ）
（その他）３歳未満の方又は市町村民税非課税世帯の方は、初診時一部負担金のみの負担
３歳以上かつ市町村民税課税世帯の方は、１割負担
○重度心身障がい者医療費助成制度について、市広報紙及びホームページに掲載し、市民に情報提供を行いました。
＜重度心身障がい者医療費の助成状況＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>対　象　者　（　人　）</td><td>948</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>助　成　件　数　（　件　）</td><td>25,789</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>※対象者数は、年度末の人数</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>②自立支援医療制度の周知と給付</td><td>・身体の障がいを軽減するために、適切な更生医療の給付を行うとともに、精神障がいの通院医療費の軽減措置である精神通院医療及び育成医療の周知を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>
○自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）について、広報紙及びホームページに掲載し、市民への情報提供を行いました。
＜更生医療の給付等実績（延べ人数）＞
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>障がいの種類</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td rowspan="12">入院
入院外</td><td rowspan="3">国民健康保険</td><td>肢体不自由</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎臓機能障がい</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>免疫機能障がい</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎臓機能障がい</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">後期高齢者医療</td><td>肢体不自由</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎臓機能障がい</td><td>194</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>肝臓機能障がい</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活保護</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎臓機能障がい</td><td>22</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">入院外</td><td rowspan="4">国民健康保険</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎臓機能障がい</td><td>321</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>肝臓機能障がい</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>免疫機能障がい</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険</td><td>腎臓機能障がい</td><td>392</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>免疫機能障がい</td><td>40</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">後期高齢者医療</td><td>肢体不自由</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>腎臓機能障がい</td><td>1,316</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>肝臓機能障がい</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>生活保護</td><td>腎臓機能障がい</td><td>208</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4"></td><td>肢体不自由</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>腎臓機能障がい</td><td>2,479</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>肝臓機能障がい</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>免疫機能障がい</td><td>53</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>
＜育成医療の給付等実績（延べ人数）＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>自立支援医療受給者証交付数</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜精神通院医療の給付等実績（延べ人数）＞
・自立支援医療受給者証交付数(伊達市分) 483人
・自立支援医療申請内訳
<table>
<tr><th>新規交付申請件数</th><th>再認定申請件数</th><th>計</th></tr>
<tr><td>43</td><td>440</td><td>483</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td>③特定疾患医療給付などの周知と関係機関との連携</td><td>・特定疾患医療給付や小児慢性特定疾患医療給付などの各種医療給付制度の周知について、保健所や医療機関との連携を図ります。</td><td>健康推進課</td><td>A</td><td>○主に保健所や医療機関において周知されており、必要に応じて協力をしています。</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="6">２－３　自立した生活の支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）相談支援体制の整備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①ケアマネジメントシステムの構築</td><td>・障がい者の自立生活を支援するため、適切なサービスを総合的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との連携のもと支援体制の確立を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>障害福祉サービスの利用にあたり困難な状況にあるケースについては、専門的な知識のある関係機関等と連携し、ケース検討会議を行い、対応しました。</td></tr>
<tr><td></td><td>②相談支援体制の充実</td><td>・伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」との連携を図りながら、相談支援体制の周知・充実に努めます。
・地域と連携を取りながら、身近な相談者である障がい者相談員や民生委員児童委員などの活用について周知を図ります。
・研修などによる職員の育成及び資質の向上を図ります。
・新しい介護技術や介護機器の活用・導入に関する情報提供を行います。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○伊達市相談支援事業を社会福祉法人北海道社会福祉事業団に委託して実施しました。
・伊達市地域自立支援協議会の開催連携
全体会議：年４回
専門部会：精神障がい者地域生活支援部会、発達支援部会、高齢障がい者支援部会、働く人を支える部会、相談支援部会
・広報紙「藍すまいる」の発行（年３回）
＜相談支援等の実績（令和６年度）＞
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>精　神</th><th>知　的</th><th>身　体</th><th>発　達</th><th>そ の 他</th><th>合　計</th></tr>
<tr><td colspan="2">人数（主障がい）</td><td>401</td><td>933</td><td>139</td><td>254</td><td>118</td><td>1,845</td></tr>
<tr><td rowspan="8">件数</td><td>電 話・Fax・メール</td><td>289</td><td>508</td><td>45</td><td>236</td><td>26</td><td>1,104</td></tr>
<tr><td>来　所</td><td>61</td><td>517</td><td>7</td><td>60</td><td>3</td><td>648</td></tr>
<tr><td>訪　問</td><td>160</td><td>575</td><td>44</td><td>53</td><td>2</td><td>834</td></tr>
<tr><td>同　行</td><td>140</td><td>284</td><td>37</td><td>20</td><td>12</td><td>493</td></tr>
<tr><td>代　行</td><td>23</td><td>177</td><td>28</td><td>23</td><td>2</td><td>253</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td>12</td><td>39</td><td>6</td><td>8</td><td>1</td><td>66</td></tr>
<tr><td>相 談 支 援</td><td>126</td><td>561</td><td>97</td><td>347</td><td>192</td><td>1,323</td></tr>
<tr><td>計</td><td>811</td><td>2,661</td><td>264</td><td>747</td><td>238</td><td>4,721</td></tr>
</table>
○計画相談支援の実施にあたり、制度の円滑な運用を図るため、市内の指定特定相談支援事業所に支給決定に関する基本事項を提示し運用を開始しました。
＜計画相談支援実施状況＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>利 用 実 人 数 （ 人 ）</td><td>472</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○身近な相談員としての民生委員児童委員、主任児童委員について、広報だてに掲載し、市民への情報提供を行いました。
○下記研修・会議に市職員が参加しました。
「障害支援区分認定調査員研修」
「障害者総合支援給付審査支払等システム市町村担当者説明会」
「伊達市地域自立支援協議会発達支援部会内部研修会」
「伊達市地域自立支援協議会高齢障がい者支援部会学習会」
「障害福祉システムWEB説明会」
「ノーリフティングケア施設見学研修会」
「令和６年度西胆振地区障がい者雇用支援地域合同会議」</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

施策の基本目標・柱・項目		概要	担当部署等	評価	成果・課題・今後の取組
	③地域づくりコーディネーターの活用	・障がい者が希望する場所で安心して生活できるよう、地域の相談支援体制づくりや施設入所者の地域生活への移行に向けた助言、調整等を広域的に支援します。	社会福祉課	B	○胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなすの休止により広域相談支援の活用はできなくなり、助言や調整などの支援がなくなった点は課題ですが、西胆振地域生活支援拠点連絡協議会にて、西胆振の地域課題の取り組みや計画相談支援などについて情報の共有・協議を行いました。
	④地域生活支援拠点の機能充実	・障がい者の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、重度化・高齢化や「親・配偶者亡き後」を見据え、障がい者の日常生活を地域全体で	社会福祉課	A	○平成30年度に地域生活支援拠点を整備しました。 拠点の機能充 緊急時や将来の利用を見据え、今後利用が見込まれる方を把握するため事前体験の利用登録を進めました。 令和６年度末登録者数：57名
（２）生活支援サービスの提供					
	①障害福祉サービスの周知と給付	・障害福祉サービス等制度の周知を図り、障がい者のニーズや実態に応じたサービスの給付に努めます。	社会福祉課	A	○市ホームページや窓口配布パンフレットにより、障害福祉サービスについての周知を行いました。 ○障害福祉サービスの利用実績については、「第７期伊達市障がい福祉計画令和６年度実績」に掲載。
	②地域生活支援事業の周知と実施	・地域生活支援事業の周知を図り、障がい者のニーズや実態に応じた事業の実施に努めます。	社会福祉課	A	○市ホームページや窓口配布パンフレットにより、各事業についての周知を行いました。 ○各事業の利用実績については、「第７期伊達市障がい福祉計画令和６年度実績」に掲載。
	③経済的支援の周知	・特別障害者手当、障害児福祉手当や特別児童扶養手当などの経済的支援の周知に努めます。	社会福祉課	A	市ホームページで各手当を周知を行いました。また、広報だて５月号に「知って安心！子育て世帯を支える制度いろいろ」の中で「障がいのあるお子さんをサポートする手当」として、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当を周知しました。

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>④外出支援の充実</td>
<td>・移動に制約がある障がい者などが利用できる福祉有償運送の推進と、制度の周知・理解促進を図ります。
・障がい者の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得や障がいに応じた自動車改造に要する費用の一部を助成します。
・在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー・燃料併用助成券を交付し、利用料や燃料費の一部を助成します。
・障がい者の社会参加を支援するため、一人での外出が困難な人を対象に移動支援事業を実施します。
・障がい者の社会参加を支援するため、公共交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引などの制度の周知を図ります。</td>
<td>社会福祉課</td>
<td>Ａ</td>
<td>〇自動車運転免許取得費の助成
（対象）市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けていて、自動車運転免許を取得することにより社会参加が見込まれる方（その他の条件有）です。
（対象経費）運転免許を得るために要する経費です。助成額は、その経費の３分の２の額とし、その額が10万円を超えた場合には、10万円を限度とします。
＜給付状況等＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>給　付　件　数　（　件　）</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支　出　額　（　円　）</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
〇自動車改造費の助成
（対象）市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由者であって、就労等に伴い、自ら又は同一生計者が所有又は使用し、運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造が必要のある方（その他条件有）です。
（対象経費）操行装置及び駆動装置等の改造に要する経費とし、その額が10万円を超えた場合には、10万円を限度とします。
＜交付状況＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>給　付　件　数　（　件　）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支　出　額　（　円　）</td><td>200,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
〇福祉タクシー・燃料費併用助成券の交付
（目的）重度の障がい者(児)が通院・会合・訪問などの外出で、タクシーを利用する場合はその一部を、自家用車を利用する場合は燃料代の一部を助成することにより、社会参加の促進を図り福祉の増進を図ります。
（対象）・身体障害者手帳の障がい程度が１級又は２級である障がい者(児)
・療育手帳の障がいの程度がＡの障がい者(児)
・精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が１級の障がい者(児)
（助成内容）6,000円/年（500円/枚×12枚綴り）
＜助成状況＞
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td rowspan="5">対象者</td><td>身　体　１　級　（　人　）</td><td>453</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>身　体　２　級　（　人　）</td><td>195</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>療　育　Ａ　（　人　）</td><td>128</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>精　神　１　級　（　人　）</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計　（　人　）</td><td>789</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">使　用　枚　数　（　枚　）</td><td>5,035</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">利　用　料　金　（　円　）</td><td>2,510,550</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td>○障がいのある方に対する交通機関などの助成制度について、窓口において市民への情報提供を行いました。

○平成18年10月１日より伊達市移動支援事業実施要綱に基づき実施
（対象）市内に居住し、心身の状況から単独での外出が困難な方で、定められた障がい等に該当する方です。
同一の月において、10時間までは、無料で移動支援事業を受けられます。
10時間を超えた場合は、移動支援事業に要した費用の一部（１割）を移動支援事業所に支払うこととなります。
＜給付状況等＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>利　用　人　数　（　人　）</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>利　用　時　間　（　時　間　）</td><td>727.00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支　出　額　（　円　）</td><td>2,977,340</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>高齢福祉課</td><td>A</td><td>○福祉有償運送への理解促進
（目的）地域における移動制約者の移動のため、福祉団体等が行う福祉有償運送の必要性や安全性の確保を議論する福祉有償運送運営協議会を設置。旅客の輸送は本来公共交通機関が担うべきことを認識しつつ、移動制約者の移送ニーズと公共交通機関による輸送サービスの提供状況を勘案し、合意形成しています。
（対象）社会福祉法人３事業所。対象者は、他人の介助によらず移動することが困難であり単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者、要支援者、障がいのある方で３事業者のいずれかに登録している方です。
＜登録状況＞
<table>
<tr><th colspan="2">年度末会員数（人）</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td colspan="2">A　事　業　所</td><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">B　事　業　所</td><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">C　事　業　所</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>83</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（３）地域福祉活動の推進</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①ボランティア活動の促進</td><td>・障がいのある人へのボランティア活動促進のため社会福祉協議会が行っているボランティアセンター、ボランティア連絡会の活動促進を図ります。
・障がい者自らがボランティア活動に参加したり、身近な活動を紹介できる体制づくりを支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○「ボランティアフォーラムだて」を後援しました。

○伊達市点訳ボランティアの会へ点字プリンターを無償貸与しました。
○「伊達市障がい者スポーツ交流会」を後援しました。
○「伊達市障がい者パークゴルフ交流会」を後援しています。（令和６年度未開催）</td></tr>
<tr><td></td><td>②当事者団体への支援</td><td>・障がい者の活動母体である当事者団体の活動を支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>○精神障がい者の回復者クラブ「ハッピーサークル」に対し、運営費補助を行いました。
○「伊達手話の会」に対し、運営費補助を行いました。
○「ふれあい広場だて」を後援しました。</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

A：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　B：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

C：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　D：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

施策の基本目標・柱・項目		概要	担当部署等	評価	成果・課題・今後の取組
基本目標３　自立への支援と社会参加の促進					
３－１　雇用・就業の支援					
（１）雇用機会の拡大					
	①職親会の活用	・職親会を中心に職場への定着性を高め雇用の促進を図ります。	社会福祉課	A	○西胆振心身障がい者職親会が中心となり、知的障がい者の雇用促進と職場における定着性を高めています。 （令和６年度末現在） ・正会員：60事業所 特別会員：９事業所 ・支援している知的障がい者の一般就労者数 118名 上記就労者の雇用先事業所数 26事業所
	②障がい者雇用の促進	・障がい者雇用を促進するため、地域の特性を活かしながら、事業所との連携体制の整備と強化を図ります。 ・市職員における障害者雇用率の達成に努めます。	職員法制課	A	○伊達市職員採用試験 障がい者雇用を促進するため、平成25年度実施の伊達市職員採用試験から障がい者枠を設けています。 令和６年度実績 受験者：４名 合格者：０名 採用者：０名
			商工観光課・社会福祉課	B	○障がい者の雇用を促進するため、ハローワークや関係機関等からの提供資料を活用し、関係事業所への周知を行っています。事業所との連携体制の強化についても進めていく必要があると考えます。
			（総評価）	B	
	③職業相談・情報提供の充実	・障がい者の職業生活における自立を支援するため、国の制度を見据えながら、室蘭公共職業安定所との連携による就労相談や情報提供を行います。	社会福祉課	A	○胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」、室蘭公共職業安定所伊達分室と連携し、就労相談や求人情報の情報提供を行いました。 ○胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」主催で、西胆振・東胆振・日高・空知圏域「合同企業セミナー」及び西胆振地区障がい者雇用支援地域合同会議を開催しました。
	④農福連携の支援	・伊達市地域自立支援協議会の働く人を支える部会や農業関係団体と連携し、農業と福祉の連携を支援します。	農務課・社会福祉課	B	○農福連携に取り組んでいる生産者の状況について聞き取りを行っていますが、伊達市自立支援協議会の働く人を支える部会や農業関係団体との連携について進める必要があると考えます。引き続き、課題や成功事例の情報収集に努め、農福連携の推進に必要な取り組みについて関係機関と協議・連携を図ります。
（２）福祉的就労の場の確保					
	①一般就労に向けた訓練・相談機能の強化	・一般就労に向けた訓練や相談機能の充実が図られるよう、就労継続支援施設、伊達市障がい者総合相談支援センターあい及び西胆振障がい者就業・生活支援センターすて～ じの連携を強化します。	社会福祉課	A	○一般就労に向けた障害福祉サービスである訓練等給付については、申請者の希望に沿った形で支給決定しています。また、相談機能の強化については、各事業所において一般就労に向けた取組を実施していただいている状況であり、新規の相談については伊達市障がい者総合相談支援センター「相談室あい」や障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」からの情報提供を受けて、必要な支給決定を行っています。
	②地域活動支援センターへの支援	・障がい者の地域での自立した生活を支援するため、地域活動支援センターの施設運営等を支援します。	社会福祉課	D	○地域活動支援センター（特定非営利活動法人かしわ会）の施設運営について支援していましたが、平成28年度で事業を終了し、解散しました。
（３）障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進					
	①障がい者就労施設等が供給できる物品及び役務の把握	・障がい者就労施設等が提供する物品や役務を需要に結びつけるため、的確に把握することに努めます。	社会福祉課	A	市内事業所に対し、提供可能な物品等の調査を実施し、市ホームページに掲載しました。

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>②障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の調達の推進</td><td>・障がい者就労施設等が供給する物品や役務の調達を推進するため、市が調達方針を作成し、市民が調達することの理解を深めるため、市の広報紙やホームページ等により周知啓発を図ります。</td><td>社会福祉課</td><td>B</td><td>〇伊達市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、市ホームページに掲載しました。
令和６年度実績：3,000,660円（令和５年度実績より△452,625円）
調達方針にある前年度実績を上回ることができなかったため、伊達市地域自立支援協議会と情報共有を図りつつ、調達方針の見直しなどの検討が必要と考えます。</td></tr>
<tr><td colspan="6">３－２　教育の振興</td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）障がい児保育・療育の充実</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①保育士などの資質向上</td><td>・保育士などの障がい児保育・教育従事者に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>〇障がい児保育の実践にあたり、専門的な知識と技術を養い、保育環境のあり方について理解を深めるため、障がい児保育に関する研修に保育士が参加しています。
＜研修会参加者実績＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>参　加　者　（　人　）</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>②親などへの相談・指導体制の整備</td><td>・障がい児保育に関する相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の配置や子育て支援センター、各保育所での相談指導体制の整備を図ります。
・子どもの育成や教育に関しての様々な悩みのある親、保護者等に対しての相談や指導体制を整備します。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>〇家庭児童相談員を配置し、子どもの心配ごとに関する様々な問題について、電話や窓口で相談を受け、助言や指導を実施しました。
さらに、市内３か所の子育て支援センターにおいて、子どもの発達などについての育児相談を実施しました。
＜家庭児童相談員による相談件数＞
<table>
<tr><th></th><th>養護相談</th><th>保健相談</th><th>心身障がい</th><th>非行相談</th><th>健全育成</th><th>その他</th><th>計</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>32</td><td>0</td><td>24</td><td>0</td><td>14</td><td>23</td><td>93</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
</table>
＜子育て支援センターによる育児相談件数＞
<table>
<tr><th></th><th>えがお</th><th>くろーばー</th><th>おひさま</th><th>計</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>91</td><td>23</td><td>22</td><td>136</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>障害児通所支援のサービスである保育所等訪問支援により、専門知識を持った支援員が保育所などの「集団生活の場」に訪問し、子どもが楽しく快適に過ごせるよう支援しています。
利用実績については、「第７期伊達市障がい福祉計画令和６年度実績」に掲載。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>指導室</td><td>A</td><td>教育相談の充実に記載のとおりです。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>（総評価）</td><td>A</td><td></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>③親同士のネットワーク支援</td><td>・互いの子育ての経験や情報交換を通し、それぞれの悩みの解決や、協力して子育てを支え合うなど、障がい児の親同士の交流やネットワークづくりを支援します。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>〇児童デイサービスセンターにおいて親同士の交流の場、情報交換の場として「就学に向けての話」等をテーマに保護者教室を実施しました。
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>実　施　回　数　（　回　）</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参　加　者　（　人　）</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>④療育を必要とする幼児などへの支援の充実</td><td>・児童デイサービスセンター（児童発達支援事業）において、心身に発達の遅れや障がいのある在宅の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの早期療育を支援します。
・保育所や幼稚園などからの療育に関する相談や指導について支援します。
・医療・指導機関等と連携し、療育事業の充実を図ります。</td><td>子育て支援課</td><td>A</td><td>〇児童デイサービスセンターにおいて心身に発達の遅れや心配のある子どもに療育訓練を行い、その発達を促すことを目的に実施しました。
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>保育所や幼稚園等への発達支援回数（回）</td><td>32</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通所児童数（各年度末時点）</td><td>47</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
〇毎月１回、室蘭児童相談所の専門職員による、しつけや発達の遅れ及び心身の障がい等、子どもの心配ごとに関するより専門的な相談を実施しました。
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>受　相　人　数</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>⑤放課後児童クラブ支援員などの資質向上</td><td>・支援員などの放課後児童クラブ従事者に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。</td><td>生涯学習課</td><td>A</td><td>〇共働き家庭など昼間に保護者のいない児童の放課後に、保護者が帰宅するまでの安全な居場所を確保し、父母たちが安心して働けるよう、また、共同生活や遊びを通して子どもたちの健全育成を図ることを目的に実施しました。
＜入所児童数（各年度平均）＞
<table>
<tr><th>各年度平均（人）</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>うめのこ児童クラブ</td><td>47</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>さくら・あやめ児童クラブ</td><td>86</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>やまびこ児童クラブ</td><td>95</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ほしのこ児童クラブ</td><td>67</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>おおたき児童クラブ</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>303</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>⑥障害児通所支援事業の周知と給付</td><td>・児童発達支援、放課後等デイサービス等の周知を図り、障がい児のニーズや実態に応じたサービスの給付に努めます。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>〇市ホームページや窓口配布パンフレットにより事業についての周知を行いました。
〇障害児通所支援事業の利用実績については、「第７期伊達市障がい福祉計画令和６年度実績」に掲載。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）学校教育の充実</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>①学校施設のバリアフリー化</td><td>・災害時の避難場所として利用することも考慮し、学校での学習や生活面で支障をきたさないよう学校施設のバリアフリー化を進めます。</td><td>学校教育課</td><td>A</td><td>（参考：令和６年度末の整備状況）
〇スロープの設置：小学校５校 中学校３校、義務教育学校１校（全校設置）
〇多目的トイレの設置：小学校５校 中学校３校、義務教育学校１校（全校設置）
〇エレベーターの設置：小学校２校
〇自動ドアの設置：小学校１校、中学校１校
〇階段手すりの設置：小学校４校、中学校２校、義務教育学校１校　　※小学校１校、中学校１校は１階建てのため対象外</td></tr>
<tr><td></td><td>②交流教育の充実</td><td>・障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を積極的に行うとともに、福祉施設等との交流を行い、障がい児理解の推進を図ります。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>〇特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流学習を可能な範囲で行いました。</td></tr>
<tr><td></td><td>③教職員研修の充実</td><td>・特別支援学級担当教職員の資質と専門性を高めるとともに、通常の学級の教職員に対しても障がいについての理解を深めるための研修を行います。
・障がいのあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応えるため、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上に努めます。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>〇校内特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員・介護員を対象とした研修を行い、障がいについての理解を深めるための研修を行いました。
・研修参加者(人)
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>校内特別支援コーディネーター</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特別支援教育支援員・介護員</td><td>29</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
〇特別支援コーディネーター連絡会議を行うことにより、「適切な就学支援について」、「校内特別支援教育コーディネーターに求められること」をテーマに研修を行うなど、特別支援に対する知識及び資質の向上に努めました。</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>④特別支援教育体制の充実</td><td>・個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、効果的な支援に努めるとともに、評価を踏まえ見直しや改善を行うなど、一人ひとりの障がいに応じた継続的な指導に努めます。
・障がいのある児童生徒の学習を支援するため、言語指導等を行う「ことばの教室」を開設します。
・障がいのある児童生徒が十分な情報提供が受けられ、適切な進路を選択できるよう、早期相談支援を行います。
・学校関係者のほか、医療や相談機関の関係者を委員に加えた特別支援教育推進委員会における専門的な支援を行います。</td><td>指導室</td><td>A</td><td>〇児童生徒一人ひとりの障がいに応じて個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、効果的な支援に努めるとともに、評価を踏まえ見直しや改善を行うなど、継続的な指導を行いました。
〇ことばの教室を伊達小学校・東小学校に設置し、ことばに不安のある児童に対する指導を行いました。
<table><tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><td>指　導　児　童　数　（　人　）</td><td>69</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
〇特別支援学級に在籍する生徒に対して、早い時期から将来を見越した教育相談等を行うなど、適切な進路について相互理解を図りました。
〇北海道伊達高等養護学校等と連携を図り、見学会を実施するなど就学先の理解を深めることができました。
〇学校関係者のほか、幼稚園や保育所、養護学校等の関係者を委員に加えた特別支援教育推進委員会を開催し、次年度の新就学児の措置や在籍児童生徒の措置について協議をしました。</td></tr>
<tr><td colspan="6">３－３　社会参加の促進</td></tr>
<tr><td colspan="3">（１）本人活動、余暇活動の充実</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①各種講座の充実と参加の促進</td><td>・障がい者のニーズに応じた講座の開催や障がいがあっても参加できる講座の企画など、講座の充実を図ります。
・ホームページ等による情報提供の充実を図り、様々な学習や活動への参加を促進します。</td><td>生涯学習課</td><td>A</td><td>〇成人教育事業
・だて市民カレッジ、文化・芸術鑑賞講座、男女共同参画社会づくり推進事業：
障がいの有無に関わらず、各種講座学習会に参加できます。
＜だて市民カレッジ開講実績＞
<table><tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><td>開　講　数　（　講　座　）</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参　加　者　（　人　）</td><td>187</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
＜文化・芸術鑑賞講座開講実績＞※令和３年度まで市民講座
<table><tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><td>開　講　数　（　講　座　）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参　加　者　（　人　）</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
＜男女共同参画社会づくり推進事業実績＞
<table><tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><td>開　講　数　（　講　座　）</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>参　加　者　（　人　）</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

施策の基本目標・柱・項目		概要	担当部署等	評価	成果・課題・今後の取組
					○文化活動事業 大きな音や人混みの苦手な児童生徒が鑑賞できるよう会場外にモニターテレビとイスの設置、母子室を開放するなどし鑑賞環境を整えました。 ＜巡回小劇場事業実績（小学生向け）＞

	演　　目	参加者（人）
令和６年度	低学年向け　児童劇「河童の笛」	635
	高学年向け　音楽「カンタービレ」	698
令和７年度	低学年向け	
	高学年向け	
令和８年度	低学年向け	
	高学年向け	
令和９年度	低学年向け	
	高学年向け	
令和10年度	低学年向け	
	高学年向け	

車いすで鑑賞できるよう会場設営等に配慮しました。

＜巡回小劇場事業実績（中学生向け）＞

	演　　目	参加者（人）
令和６年度	音楽「ＰＰＰの楽しい芸術鑑賞会」	775
令和７年度		
令和８年度		
令和９年度		
令和10年度		

車いすで鑑賞できるよう会場設営等に配慮しました。

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>②スポーツ、芸術・文化活動の推進</td><td>・障がい者も参加できるスポーツ振興・文化活動事業を関係団体とともに推進し参加促進を図ります。</td><td>生涯学習課</td><td>A</td><td>
＜市民総合文化祭＞
<table>
<tr><th></th><th>参加団体数（団体）</th><th>来場者（人）</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>22</td><td>4,753</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜市民サークルまつり＞
<table>
<tr><th></th><th>参加団体数（団体）</th><th>来場者（人）</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>16</td><td>507</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td></tr>
</table>
○スポーツ振興事業
障がいを持つ方が幅広く参加できるよう努めました。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">ヨガなどのスポーツ教室</th></tr>
<tr><th>開催数（回）</th><th>参加者（人）</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>2,954</td><td>36,915</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td></tr>
</table>
○身体・知的・精神の３障がいの各団体が交流する伊達市障がい者スポーツ交流会に対して支援しました。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th>障がい者パークゴルフ交流会</th><th>障がい者スポーツ交流会</th></tr>
<tr><th>参加者（人）</th><th>参加者（人）</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>未開催</td><td>54</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第４期伊達市障がい者計画　令和６年度各取組の評価

【評価について】

Ａ：計画どおりに施策・事業が実施できたもの(目的を達成し完了したものを含む)　　Ｂ：施策・事業を実施したが、何らかの課題がある場合や、さらなる充実が必要と思われるもの

Ｃ：施策・事業の実施が遅れている、準備中のもの　　Ｄ：未実施、または目的の達成前に中止した施策・事業

<table>
<tr><th colspan="2">施策の基本目標・柱・項目</th><th>概要</th><th>担当部署等</th><th>評価</th><th>成果・課題・今後の取組</th></tr>
<tr><td></td><td>③学習機会の充実</td><td>・利用者が求める調べもの・探しものを手伝う機能の強化に努め、障がいの状態に応じた学習機会の確保を図ります。</td><td>図書館</td><td>B</td><td>〇伊達市立図書館運営基本方針（平成30年９月28日策定）に基づき、点字図書や大活字本を整備すること、また、道立図書館の電子図書館利用登録を取り次ぐこと等により、利用者が求める調べもの・探しものを手伝う機能の強化に努めていますが、より、障がいのある方の状態に応じた学習機会の充実を図る必要があると考えます。</td></tr>
<tr><td></td><td>④選挙における配慮</td><td>・障がい者が投票しやすい環境づくりのため、期日前投票及び郵便投票など法令に基づく制度の周知、選挙制度に関する情報提供を行います。
・視覚障がい者へ音声による選挙期間や候補者の周知などを行い、点字投票にも対応します。
・投票所の段差解消や一部投票所においては、マット等を敷いて土足対応し、投票しやすい環境づくりを推進します。</td><td>選挙管理委員会</td><td>A</td><td>〇重度の障がいのある方には、郵便による不在者投票制度があるので、この制度活用のためのＰＲを広報紙やホームページで周知を行っています。また、車いす等を使用される方が、容易に投票できる期日前投票所を利用されるよう周知を行っています。
〇各投票所において、点字投票対応のほか、車椅子の備置、バリアフリー施設以外の施設へスロープの設置による段差解消や投票事務従事者による介助を行い、投票しやすい環境づくりを行っています。
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">選挙種別</th><th colspan="3">投票所数(か所)</th><th rowspan="2">郵便投票の
周知実施人数</th></tr>
<tr><th>全投票所</th><th>バリア
フリー化</th><th>土足対応
（マット設置含む）</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官
国民審査</td><td>13</td><td>13</td><td>13</td><td>6</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和８年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和９年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和10年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）地域活動の推進</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>①地域支え合いシステムの推進</td><td>・地域で自立した生活を送るため、地域の人々と関係者の協働による支え合い活動の実施に向けた体制づくりを推進します。
・障がい者への支援について、保健所や医療機関、関連施設と連携して対応します。</td><td>高齢福祉課・
社会福祉課</td><td>A</td><td>〇伊達市社会福祉協議会(社協)及び伊達市民生委員児童委員協議会(民児協) が連携し、各種事業を行っています。
・訪問サービス事業（社協）
概ね65歳以上のひとり暮らしの方等を対象に、ボランティアの方が家庭を訪問し安否確認や日常生活の相談に応じます。
・訪問活動、ひとり暮らし高齢者会食会等（地区社協）
・ひとり暮らしの高齢者等の見守り訪問活動（民児協）</td></tr>
<tr><td></td><td>②地域活動の推進</td><td>・地域活動や行事への参加による交流を推進します。
・障がい者の交流を促進し、相互の理解や情報交換、特技や趣味を生かした活動を支援します。</td><td>社会福祉課</td><td>A</td><td>〇毎年度開催している「ふれあい広場だて」を後援しました。
〇回復者クラブ（ハッピーサークル）の主催で、三障がいとの交流事業の実施や、同じ障がいのある者同士の交流を実施しています。
＜実施状況＞
<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和10年度</th></tr>
<tr><td>回　数　（　回　）</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参 加 者 （ 延 人 数 ）</td><td>158
うち、スタッフ26</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

資料３－２

第７期
伊達市障がい福祉計画

令和６年度における点検・評価

伊 達 市

１ 計画の役割とその位置付け

障がい福祉計画は、第４期伊達市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービスなどの必要な見込量や地域生活支援事業の実施に関する事項とともに、見込量確保の方策などを定めたものです。

また、全道的な計画である「第１期ほっかいどう障がい福祉プラン」や「第７次伊達市総合計画」とも関連することから、これらの計画との整合を図っています。

２ 数値目標の設定と計画期間

国の基本方針及び第１期ほっかいどう障がい福祉プランを踏まえ、本市の実情に応じ、令和６年度から令和８年度までの数値目標を設定しています。

３ サービス必要量見込みとその確保

(1) 令和８年度における目標値の設定と実績

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和８年度末までに令和４年度末時点の施設入所者の約６％、３人の障がい者が地域生活に移行すると想定し目標値を設定しています。

また、令和８年度末時点の施設入所者数を令和４年度末時点と比較して、約５％、３人減少することを目標値に設定しています。

（白抜き：見込　　：実績）

項目	令和４年度末	令和８年度末	備考
施設入所者数	65	62	令和４年度末入所者の約５％(３人)減少
地域生活移行者数	-	3	令和４年度末入所者の約６％(３人)が地域移行

・地域生活移行者年度別内訳

令和６年度	令和７年度	令和８年度
1	-	-

②福祉施設から一般就労への移行

令和８年度中に福祉施設をとおして一般就労へ移行する人を令和３年度の年間移行者数の1.28倍、２人を目標に設定しています。

（白抜き：見込　　：実績）

	令和３年度中	令和８年度中
一般就労移行者数	－	2
	1	
上記の内訳	就労継続支援Ａ型事業利用者	1
	就労継続支援Ｂ型事業利用者	1

・年度別実績

令和６年度中	令和７年度中	令和８年度中
7	－	－

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和８年度までの間、年４回以上運用状況を検証及び検討することとしています。また、行動障がいを有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備を進めます。

（白抜き：見込　　：実績）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	4	4	4
	4		

	令和８年度末
行動障がいを有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備の実施	実施

・年度別実績

令和６年度	令和７年度	令和８年度
一部実施	－	－

④障がい児支援の提供体制の整備等

令和８年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を１か所確保することとしています。医療的ケア児支援のための協議の場へ、コーディネーターを１人配置することとしています。

（白抜き：見込　　：実績）

	令和８年度末
重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の数	1

・年度別実績

令和６年度	令和７年度	令和８年度
3	－	－

（白抜き：見込　　：実績）

	令和８年度末
医療的ケア児支援のための協議の場へのコーディネーターの配置人数	1

・年度別実績

令和６年度	令和７年度	令和８年度
1	－	－

⑤相談支援体制の充実・強化等

令和８年度末までに基幹相談支援センターによる相談支援事業者への指導・助言、相談支援事業者向けの研修、相談支援事業者間での連携強化等、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組体制を確保することとしています。

（白抜き：見込　　：実績）

	令和８年度末
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	年2件（事業所）
相談支援事業者の人材育成の支援回数	年15回
地域の相談機関の連携強化の実施回数	年24回

・年度別実績

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	1	－	－
相談支援事業者の人材育成の支援回数	13	－	－
地域の相談機関の連携強化の実施回数	23	－	－

⑥障害福祉サービス等の質の向上

令和８年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。

（白抜き：見込　　：実績）

	令和８年度末
北海道等が実施する研修への市職員の参加回数	年5回
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	年1回

・年度別実績

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
北海道等が実施する研修への市職員の参加回数	5	－	－
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1	－	－

(2) サービス見込量と実績

①障害者総合支援法関連サービス

○訪問系サービス

◆令和６年度の状況

訪問系サービスについては、見込量と同程度となりました。訪問系事業所の多くが介護保険の訪問介護事業所と併設しており、新規利用者の受け入れが限定的となってきています。今後の制度改正や国の動向を見極め、事業者への適切な情報の提供と支援を行い、安定したサービス提供体制の確保が必要です。

（白抜き：見込　　：実績）

サービス名	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間/月	2,400	96.7%	2,400	－	2,400	－
		2,320		－		－	

○日中活動系及び居住系サービス

◆令和６年度の状況

日中活動系サービスについては、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練が見込みを下回っていますが、他は概ね計画どおりです。今後も安定したサービスの提供を継続するためには事業者の経営基盤の強化が重要であり、適切な情報提供や支援を行います。

居住系サービスについては、共同生活援助が見込みを上回っており、自立生活援助が大きく下回っています。今後も安定したサービスの提供を継続するためには、高齢化への対応が不可欠であり、住居に係る各法令や国の動向を見極め、事業者への適切な情報の提供と支援を行います。

（白抜き：見込　　：実績）

サービス名	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
療養介護	人/月	6	100.0%	6	－	6	－
		6		－		－	
生活介護	人/月	154	95.5%	155	－	156	－
		147		－		－	
自立訓練 （機能訓練）	人/月	0	－	0	－	0	－
		0		－		－	
自立訓練 （生活訓練）	人/月	4	75.0%	4	－	4	－
		3		－		－	
宿泊型 自立訓練	人/月	10	80.0%	10	－	10	－
		8		－		－	
就労選択支援	人/月	－	－	0	－	0	－
		－					
就労移行支援	人/月	0	－	0	－	0	－
		1		－		－	

就労継続支援Ａ型	人/月	21	90.5%	21	－	21	－
		19		－		－	
就労継続支援Ｂ型	人/月	200	98.5%	211	－	223	－
		197		－		－	
就労定着支援	人/月	0	－	0	－	0	－
		0		－		－	
短期入所	人/月	8	100.0%	10	－	13	－
		8		－		－	
自立生活援助	人/月	7	42.9%	7	－	7	－
		3		－		－	
共同生活援助	人/月	165	107.9%	166	－	167	－
		178		－		－	
施設入所支援	人	64	98.4%	63	－	62	－
		63		－		－	

○計画相談支援

◆令和６年度の状況

相談支援専門員の確保など課題の多いサービスですが、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を実施しています。

（白抜き：見込　　：実績）

サービス名	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
計画相談支援	実人数	503	95.0%	513	－	523	－
		478		－		－	

○地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

◆令和６年度の状況

地域移行支援については、施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要であることから、今後もソーシャルワーカー等との連携に努め、地域生活への移行を推進する必要があります。

地域定着支援については、自立生活援助からの意向や、地域生活者、家族の高齢化などにより、今後さらに需要が増すと考えられることから、一般相談支援と併せて推進していく必要があります。

（白抜き：見込　　：実績）

サービス名	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
地域移行支援	実人数	3	0.0%	3	－	3	－
		0		－		－	
地域定着支援	実人数	65	92.3%	67	－	70	－
		60		－		－	

②児童福祉法関連サービス

○通所系サービス

◆令和６年度の状況

伊達市では児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の３種のサービスが提供されており、概ね計画どおりです。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、提供事業所が市内に無いことから、見込・実績ともにありません。

（白抜き：見込　　：実績）

サービス名	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
児童発達支援	人日／月	－	－	－	－	－	－
		195		－		－	
	人／月	51	96.1%	59	－	66	－
		49		－		－	
放課後等デイサービス	人日／月	－	－	－	－	－	－
		765		－		－	
	人／月	136	95.6%	149	－	163	－
		130		－		－	
保育所等訪問支援	人日／月	－	－	－	－	－	－
		3		－		－	
	人／月	2	100.0%	2	－	2	－
		2		－		－	

○障害児相談支援

◆令和６年度の状況

すべての通所系サービス利用児童が障害児相談支援の対象となっています。

（白抜き：見込　　：実績）

サービス名	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
障害児相談支援	実人数	187	104.8%	208	－	229	－
		196		－		－	

4　地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により、市町村に実施が義務付けられている必須事業のほか、市町村の判断により行う選択事業があります。

本市では、障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による次の事業を実施しています。

(1) サービス見込量と実績

①理解促進研修・啓発事業（必須事業）

手話言語の普及推進を行いました。

	単位	R6		R7		R8	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	－	有	－

②自発的活動支援事業（必須事業）

回復者クラブハッピーサークルへの支援を行いました。

	単位	R6		R7		R8	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	－	有	－

③相談支援事業（必須事業）

	単位	R6		R7		R8	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	－	有	－
基幹相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	－	有	－
住居入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	－	有	－

④成年後見制度利用支援事業（必須事業）

（白抜き：見込　　：実績）

	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	200.0%	1	－	1	－
		2		－		－	

⑤意思疎通支援事業（必須事業）

（白抜き：見込　　：実績）

	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
手話通訳等実利用者数	人/年	10	90.0%	10	－	10	－
		9		－		－	
手話通訳者及び協力員数	人/年	7	100.0%	7	－	7	－
		7		－		－	

⑥日常生活用具給付等事業（必須事業）

（白抜き：見込　　：実績）

	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
介護訓練支援用具	件/年	2	100.0%	2	－	2	－
		2		－		－	
自立生活支援用具	件/年	6	16.7%	6	－	6	－
		1		－		－	
在宅療養等支援用具	件/年	5	120.0%	5	－	5	－
		6		－		－	
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	190.0%	10	－	10	－
		19		－		－	
排泄管理支援用具	件/年	900	98.0%	900	－	900	－
		882		－		－	
在宅生活動作補助用具	件/年	1	100.0%	1	－	1	－
		1		－		－	

⑦移動支援事業（必須事業）

（白抜き：見込　　：実績）

	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
実利用者数	人/年	9	100.0%	9	－	9	－
		9		－		－	

⑧日中一時支援事業（任意事業）

（白抜き：見込　　：実績）

	単位	R6		R7		R8	
			計画比		計画比		計画比
実利用者数	人/年	7	57.1%	7	－	7	－
		4		－		－	